

2005 Year's Report

(平成17年度事業報告)

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団

目 次

◎ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要	1
◎ ドーンセンター概要	5
◎ 事業概要	
第1 各種事業の実施	
1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業	7
2 女性の抱える問題に関する相談事業	14
3 啓発学習事業	25
4 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業	29
5 女性の能力開発・ネットワークに関する事業	31
6 調査研究事業	32
7 文化表現事業	33
8 国際交流事業	35
9 協催事業	37
10 広報事業	38
11 一時保育事業	39
12 講師派遣事業	41
第2 施設の管理	
1 来館者数	42
2 会議室・ホール等の利用	43
3 視察対応	44
4 グループ活動の支援等	44
第3 財団の運営	
1 理事会の開催	46
2 ドーンセンター運営推進委員会の開催	46
◎ 「NPOとの協働専門委員会」報告書	47
◎ 平成17年度財団主催事業・イベント実施一覧	51
◎ 参考資料	
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団設立趣意書	52
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団寄附行為	53
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団役員名簿	60
・ ドーンセンター運営推進委員会設置要綱	61
・ ドーンセンター運営推進委員名簿	62
・ 大阪府立女性総合センター条例	63
・ 大阪府立女性総合センター条例施行規則	65

財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要

1 設立目的

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加・参画を促進し、行政並びに府民・民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために、中心的な役割を果たすとともに、各種事業及びドーンセンターの管理運営を行うこと等により男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

平成6年4月1日

3 基本財産

1億円

4 財団の事務所

大阪市中央区大手前1丁目3番49号

5 運営の基本理念と目的

「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワーメントのための総合的な支援施設としての役割を果たしていくことを目的とする。

6 運営の方針

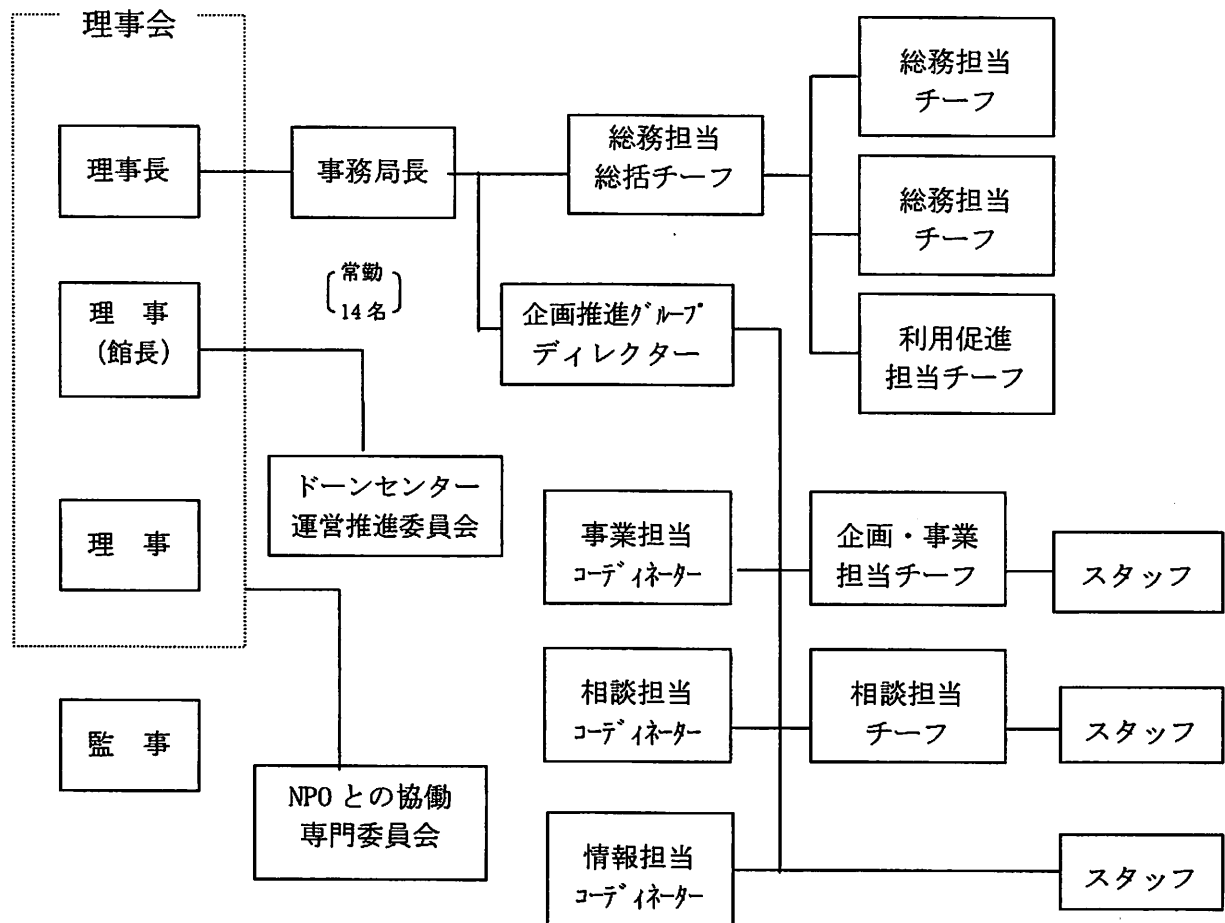
<3つのC>

Continue 男女共同参画の理念を「継続」し

Collaborate NPOや民間団体、企業などと「協働」しながら

Change 男女共同参画を阻む社会システムや慣行を「変革」する事業を展開する

7 組織体制



8 主要事業

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (3) 啓発学習事業
- (4) 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業
- (5) 女性の能力開発・ネットワークに関する事業
- (6) 調査研究事業
- (7) 文化表現事業
- (8) 国際交流事業
- (9) 協働事業
- (10) 広報事業
- (11) 一時保育事業
- (12) 施設の管理運営の受託事業

9 財団のあゆみ

- ・ 6. 4. 1 財団設立（理事長：谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内）
- ・ 6. 5. 11 第1回理事会開催
- ・ 6. 6. 18 財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
- ・ 6. 6. 20 第2回理事会開催（理事長に吉沢健就任）
- ・ 6. 7. 29 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
- ・ 6. 8. 8 大阪府から財団へ施設引き継ぎ
- ・ 6. 8. 29 財団事務所移転（ドーンセンター内）
- ・ 6. 10. 27 第1回ドーンセンター運営推進委員会開催

- ・ 6.11. 7 開館記念式典
- ・ 6.11.11 オープニングイベント開催（～11.13）
- ・ 6.11.26 大阪国際女性フォーラム開催（～11.27）
- ・ 7. 2.27 第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 3.17 第3回理事会開催
- ・ 7. 6.29 第4回理事会開催
- ・ 7. 7.17 第3回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7.11.10 ドーンフェスティバル（1周年事業）の開催（～11.12）
- ・ 7.11.30 第4回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 2.29 第5回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 3.28 第5回理事会開催
- ・ 8. 6.21 第6回理事会開催
- ・ 8. 7.15 第6回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8.11. 8 ドーンフェスティバルの開催（～11.10）
- ・ 8.12.16 第7回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8.12.19 開館以来来館者100万人突破
- ・ 9. 2.24 第8回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 3.28 第7回理事会開催
- ・ 9. 6.24 第8回理事会開催
- ・ 9. 7.16 第9回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 7.31 第9回理事会開催
- ・ 9.10.21 第10回理事会開催（理事長に松廣屋慎二就任）
- ・ 9.10.27 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 9.10.28 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 9.11. 7 ドーンフェスティバルの開催（～11.8）
- ・ 9.12.26 第11回理事会開催
- ・ 10. 2.23 第10回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 3.28 第12回理事会開催
- ・ 10. 4.16 第13回理事会開催
- ・ 10. 6.26 第14回理事会開催
- ・ 10. 7.24 第11回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10.11. 6 ドーンフェスティバルの開催（～11.7）
- ・ 10.12. 8 第12回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 2.26 第13回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 3.18 第15回理事会開催
- ・ 11. 5. 1 第16回理事会開催
- ・ 11. 6.21 第17回理事会開催
- ・ 11. 7.16 第14回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 8.31 第18回理事会開催（理事長に木村良樹就任）
- ・ 11.10. 4 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 11.10. 7 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 11.11.11 ドーンフェスティバル（女性センターフォーラム）の開催（～11.11）
- ・ 12. 2.24 第15回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 3.31 第19回理事会開催
- ・ 12. 4.23 平成12年「女性週間全国会議」開催（～4.24）
- ・ 12. 5. 2 第20回理事会開催
- ・ 12. 6.26 第21回理事会開催
- ・ 12. 7. 3 第16回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 8.31 第22回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- ・ 12. 8.31 第22回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- ・ 12. 9.26 第23回理事会開催

- ・ 12.11. 9 トーンフェスティバル（男女共同参画フォーラム）の開催（～11.10）
- ・ 12.11.21 第17回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12.12. 1 第24回理事会開催
- ・ 13. 2.17 トーンフェスティバル（21世紀へ夢描くグループフェスタ2001）の開催
- ・ 13. 2.26 第18回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 3.29 第25回理事会開催
- ・ 13. 5. 7 第26回理事会開催
- ・ 13. 5.24 第19回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 6.29 第27回理事会開催
- ・ 13. 8.17 第20回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13.11.30 第21回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 8 第22回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 9 トーンフェスティバル2002の開催
- ・ 14. 3.28 第28回理事会開催
- ・ 14. 4.24 第29回理事会開催（理事長に山登敏男就任）
- ・ 14. 6.25 第30回理事会開催（財団名称の変更の承認
平成15年4月1日から財団法人大阪府男女共同参画推進財団）
- ・ 14. 7.30 第23回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14.11.27 第24回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 2.21 第25回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 3.26 第31回理事会開催
- ・ 15. 3.29 トーンフェスティバル2003の開催
- ・ 15. 4. 1 財団名称を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に変更
- ・ 15. 4.23 第32回理事会開催
- ・ 15. 6. 6 開館以来来館者400万人突破
- ・ 15. 6.26 第33回理事会開催
- ・ 15. 7.25 第26回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15.12.19 第27回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 3. 5 第28回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 3.26 第34回理事会開催（財団「新・10年プラン」策定）
- ・ 16. 4. 1 理事長に時岡禎一郎就任
- ・ 16. 4. 1 NPOとの協働専門委員会設置
- ・ 16. 4.20 第35回理事会開催
- ・ 16. 6.23 第29回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 6.29 第36回理事会開催
- ・ 16.11.12 女性エンパワメントフォーラム2004（ドーンセンター10周年記念事業）の開催（～11.13）
- ・ 16.12. 3 第30回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 1. 1 ドーンセンター運営推進委員会利用者団体登録審査部会設置
- ・ 17. 3. 4 第31回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 3.24 第37回理事会開催
- ・ 17. 4.22 第38回理事会開催
- ・ 17. 6.28 第39回理事会開催
- ・ 17. 7. 1 第32回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17.11.11 第40回理事会開催
- ・ 17.12. 9 第33回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3.10 第34回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3.24 第41回理事会開催
- ・ 18. 3.28 「ドーン利用促進事業共同体」が大阪府から指定管理者に指定

ドーンセンターの概要

1 沿革

ドーンセンターは、各界の専門家や女性団体、グループの方々など、幅広い府民の参画を得て建設計画を進めてきた。

センターの事業や施設内容についてもドーンセンター推進会議やクリエイティブフォーラムなどを開催し、府民の方々とともに検討を行い方針を決定した。

- | | |
|--------|---|
| 昭和61年度 | ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定（4月）
（昭和61年度～平成2年度）
・建設予定地（元大手前会館跡地）を決定（9月）
・第1回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和62年度 | ・基本構想公表（6月）
・第2回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和63年度 | ・婦人総合センター（仮称）推進会議の設置（9月）
（平成3年7月、ドーンセンター推進会議に改称）
・クリエイティブフォーラム開催（12月）
・府政モニターアンケート調査実施（12月）
・元大手前会館撤去完了（1月） |
| 平成 元年度 | ・基本設計
・文化財発掘調査／第1期 |
| 平成 2年度 | ・実施設計
・文化財発掘調査／第2期
・クリエイティブフォーラム開催（12月）
・愛称「ドーンセンター」に決定（2月） |
| 平成 3年度 | ・「女と男のジャンププラン」策定（9月）
（平成3年度～12年度）
・文化財発掘調査／第3期
・クリエイティブフォーラム開催（12月）
・建設工事着工（3月）／工期28か月 |
| 平成 4年度 | ・クリエイティブフォーラム開催（12月）
・シンボルマーク決定（1月） |
| 平成 5年度 | ・プレイベント「女性映像フォーラム」開催（11月） |
| 平成 6年度 | ・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館（11月） |
| 平成14年度 | ・ウェルネスフロア（地下1階）の廃止
・NPO協働フロア（地下1階）のリニューアルオープン
・休館日を水曜日から月曜日に変更 |
| 平成16年度 | ・開館10周年記念行事開催（11月） |

2 建物概要

所在地	大阪府中央区大手前1丁目3番49号
敷地面積	3,170㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数	地上10階地下1階
高さ	52m
建築面積	1,971㎡
延床面積	12,761㎡
立体駐車場	92台

3 管理運営

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

4 歴代館長

津村 明子 平成 6 年 4 月～平成 9 年 12 月
上田 忍 平成 10 年 1 月～平成 13 年 3 月
竹中 恵美子 平成 13 年 4 月～

5 利用について

(1) 開館時間

午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分

・情報ライブラリー

平日・土曜 午前 9 時 30 分～午後 9 時 30 分

日曜・祝日と重なる土曜 午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分

(貸出・返却手続・情報相談は終了時間の 30 分前まで)

・相談カウンセリング

電話相談：火～金曜 午前 10 時～午後 4 時

午後 6 時～午後 8 時

土・日曜 午前 10 時～午後 4 時

面接相談：火・木曜 午前 9 時 45 分～午後 8 時 30 分

(1 月以降は 午後 1 時～午後 9 時)

水・金・土・日 午前 9 時 45 分～午後 5 時 30 分

(1 月以降は 午前 10 時～午後 6 時)

法律相談：第 1 火曜 午後 5 時～午後 8 時

第 2 木曜 午前 10 時～午後 1 時

第 3 土曜 午前 10 時～午後 1 時

第 4 金曜 午後 2 時～午後 5 時

からだの相談：第 4 土曜 午後 2 時～午後 4 時

DV 電話相談：火～日曜 午前 10 時～午後 8 時

不妊にまつわる悩みの電話相談：毎週水曜 午前 10 時～午後 4 時

ただし、第一水曜日は午後 1 時～午後 8 時

面接相談：第 1 土曜 午後 1 時～午後 4 時

(2) 休館日

毎週月曜日、年末年始、祝日(土・日・月の場合翌火曜日)

情報ライブラリーは、毎月最終火曜日及び特別資料整理

期間も休館

(3) 受付開始日

ホール、パフォーマンス・スペース：6 か月前から

会議室等：3 か月前から

毎月 1 日に抽選。それ以後は先着順

(4) 駐車場

立体駐車場 92 台

最初の 1 時間まで 400 円(超過 30 分ごとに 200 円)

事業概要

第1 各種事業の実施

1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業

女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。

(1) 情報ライブラリーの運営

女性関連の図書・資料・AV資料等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行うほか利用者からの情報相談に応じた。

① 図書・資料の収集冊数(平成18年3月31日現在)

図 書	37,027冊
行政資料	10,641冊
雑 誌	1,458タイトル、37,363冊
新 聞	6紙
AV資料	1,762本(ビデオ1,646本、DVD90点、カセットブック26本)

ア 図書の内訳

分 類	冊 数
総記	2,231
哲学	1,572
歴史・女性事情	3,656
社会科学	14,671
自然科学	1,454
技術	992
産業	268
芸術	1,249
言語	257
文学	8,119
児童書	1,452
女性の表現作品集	1,106
合 計	37,027

ウ 雑誌の内訳

種 別	タイトル数
女性問題関連雑誌	116
一般雑誌	200
グループのミニコミ誌	415
女性学研究所等の年報・機関誌	126
行政の広報誌	278
女性関連施設の広報誌	279
その他(大学の紀要等)	44
合 計	1,458

イ 行政資料の内訳

分 類	冊 数
行動計画・プラン	1,008
施策概要・統計・白書	2,580
調査・研究報告書	1,786
イベント・講座等の記録	2,144
研修・派遣事業報告	593
女性関連施設概要	748
啓発冊子	1,099
その他	683
合 計	10,641

エ AV資料

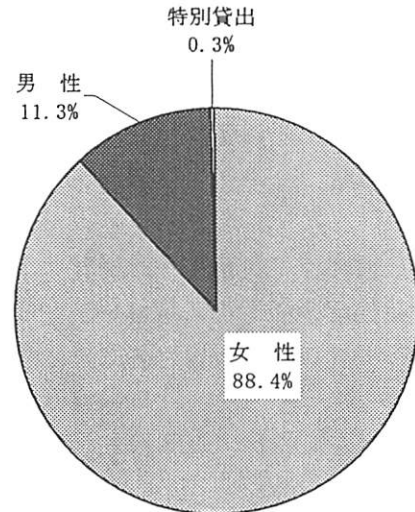
分 類	本 数
女性問題・フェミニズム	148
性	60
からだところ	70
家族・家庭	61
子ども・学校	99
高齢化・福祉	51
社会・くらし・環境	132
しごと	153
政治・法律・行政・経済・産業	39
教育・研究	48
文化・芸術・表現	901
合 計	1,762

② 利用登録者数（ライブラリーカード）（平成18年3月31日現在）

ア 性別

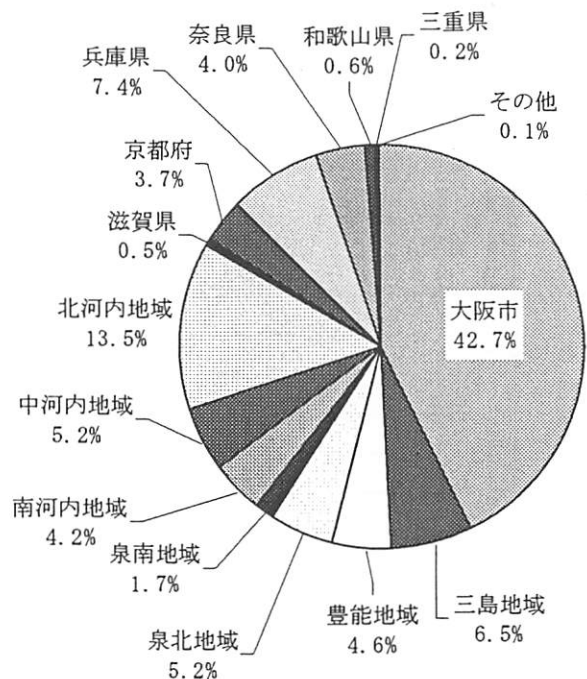
区 分		登録者数
個人	女 性	17,325
	男 性	2,221
	計	19,546
特別貸出等※		60
合 計		19,606

※行政・学校関係その他団体への貸出、及び館内閲覧資料の一時貸出



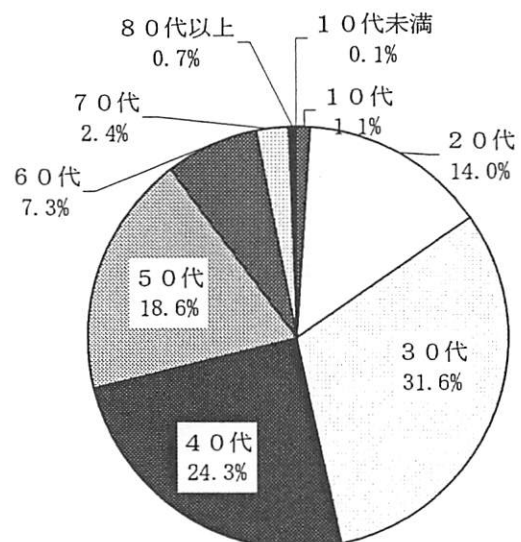
イ 地域別

地 域	人 数
大阪市	8,342
三島地域	1,263
豊能地域	903
泉北地域	1,008
泉南地域	327
南河内地域	820
中河内地域	1,007
北河内地域	2,642
滋賀県	99
京都府	716
兵庫県	1,450
奈良県	777
和歌山県	123
三重県	46
その他	23
合 計	19,546



ウ 年代別

年 代	人 数
10代未満	22
10代	205
20代	2,608
30代	6,173
40代	4,793
50代	3,682
60代	1,430
70代	502
80代以上	131
合 計	19,546



③ 貸出件数 (平成18年3月31日現在)

分 類	平成17年度	平成16年度	平成15年度
図 書 ・ 雑 誌	14,863 (冊)	17,110 (冊)	18,845 (冊)
行政資料	179 (冊)	261 (冊)	225 (冊)
A V資料	6,616 (点)	7,608 (点)	7,065 (点)
合 計	21,658	24,979	26,135

④ 情報相談 (平成18年3月31日現在)

ライブラリー職員が、図書・資料・データベース等を活用して、検索指導や来館・電話による情報相談に応じた。

(内 訳)

分 類	平成17年度	平成16年度	平成15年度
利用案内	5,656	4,938	4,934
検索指導	302	244	150
資料の所蔵・所在調査	1,118	867	998
特定テーマの資料案内	480	365	432
人材・学習情報の提供	389	369	461
グループ・施設情報の提供	242	174	240
ライブラリー活動・運営情報の提供	181	98	91
その他	2	5	1
合 計	8,370	7,060	7,307

(2) 情報システムの運営

各種女性関係情報を誰もが自由に検索できる大阪府女性関係情報ネットワークシステムを運営し、インターネットで情報提供している。平成15年10月から新システムで稼働している。

① ホームページへのアクセス状況

<トップページアクセス数>

	平成17年度	平成16年度	平成15年度
アクセス数	228,931件	183,733件	214,487件

<カテゴリ別アクセス数>

メニュー名称	アクセス数
事業案内	32,421
施設案内	187,391
出版物	54,909
講座・イベント	111,204
事業統計	24,097
情報ライブラリー	452,151
女性情報ステーション	110,610
リンク集	13,460
Introduktion in English	46,857
合 計	1,033,100

② ドーンセンターメールマガジン『e-DAWN』の発行

ドーンセンターの最新ニュースを伝えるメールマガジンを平成16年1月11日から月2回程度発行する。ドーンセンター主催の講座・イベント情報、情報ライブラリーからのお知らせ、刊行物などの情報を届ける。

平成18年3月31日までの登録者数： 1, 125人

(3) 講座・展示等

① 情報活用講座

～わたしの「チャレンジ」のための情報活用講座～の実施

学びへのチャレンジ、仕事へのチャレンジ、活動へのチャレンジ……。どんなチャレンジでもその成否の「鍵」は情報活用である。また、生涯学習時代に入り、さまざまなかたちで再び学習を始める社会人が増えている。多様なキャリア形成のために社会人に対して教育の門戸が広く開かれ始めた今、それに対応する「学び」の支援体制の充実が強く求められている。今回は、学習意欲をもつ社会人女性のサポートとして、情報を活用した目標・テーマの設定や情報発信などについての講義と実践を中心とした講座を開催する。

- 定員 : 50人 ● 受講者数 : 47人
- 時間 : 14:00～16:00 ● 受講料 : 3,000円(5回)

	開催日時	テーマ	内 容	講 師
1	1/28 (土)	わたしのスタディプランは何？ ～キャリアアップ・チェンジをめざして～	キャリアアップ・チェンジを成功させるために、まず必要なことは何かを学びます。	安井美鈴 大学入学情報図書館RENA 代表 奥田和子 大学入学情報図書館RENA 主任
2	2/4 (土)	キャリア・デザイン ～自分探しの旅～	キャリアをどう捉えていくか、様々な考え方を紹介。自己評価の方法などのテクニックも学びます。	関口倫紀 大阪経済大学経営学部 専任講師
3	2/11 (土)	学びのための 情報活用術	目標を実現するためには、情報収集能力は必須です。そのためのリサーチ・テクニックを学びます。 *ライブラリー利用ガイダンスあり	森 昌彦 神戸大学(経済経営研究所)研究部 部会会員 フリー・キャリア・デザイナー
4	2/18 (土)	タイム・マネジメントとプレゼンテーション・テクニック	キャリアアップ・チェンジを成功させるための大きな要素であるタイム・マネジメントとプレゼンテーションのテクニックを身につけます。	関口倫紀 大阪経済大学経営学部 専任講師
5	2/25 (土)	キャリア・デザインの 実践	前回までの内容を踏まえて、キャリア・デザインの実践に伴う様々な問題や困難をどう乗り越えていくかディスカッションします。	関口倫紀 大阪経済大学経営学部 専任講師

② 情報担当者ネットワーク会議の実施

女性情報の収集・提供事業に携わる女性センター等職員を対象に情報の収集・組織化・提供等の業務遂行のための情報交換を行うとともに、担当職員相互の情報ネットワーク形成を促進した。

- 定員：25人 ● 参加者：延べ86人
- 時間：14:00～17:00

	日 時	テ ー マ	講 師 等
1	8/24 (水)	<情報交換及びワークショップ> ・参加施設・担当者の紹介	
2		・資料の収集方針・選択基準	
3		・情報相談、レアルサービス	
4	9/7 (水)	・知っておきたい著作権知識、 こんなとき、あんなとき	木下 みゆき ドーンセンター情報担当コーディネーター
5		・学習相談のすすめ方	米谷 優子 関西大学非常勤講師
6	9/21 (水)	・情報の道案内役 「パスファインダー」づくり	角本 勢津子 ドーンセンター情報ライブラリー
7		・情報セキュリティQ&A	音峰 久俊 株式会社ゼロワン
8	10/12 (水)	・館における他事業との連携方法	
9		・利用者との関係づくり術	

③ ビデオ上映会

情報ライブラリーで購入したビデオの中から、女性監督のドキュメンタリーやジェンダー問題の作品、女性グループの活動を追ったドキュメンタリービデオなどを選んで上映した。（月1回：年12回開催）

月／日	上映作品	参加者数	月／日	上映作品	参加者数
4/22 (金)	あの鷹巣町に 何がおきたのか	6 1	5/27 (金)	girls' dream 他 2 作品	4 2
6/24 (金)	ひなたぼっこ	3 1	7/28 (木)	家族プロジェクト：父の家	3 7
8/25 (木)	30年のシスターフッド ～70年代ウーマンリブの女たち	3 7	9/22 (木)	老年礼賛	7 4
10/27 (木)	映画をつくる女たち	3 2	11/24 (木)	6 Works + 6 Artists	2 2
12/22 (木)	ナンニ・モレッティの エイプリル	1 6	1/26 (木)	大阪おんな自分流 扉を開けた8人の肖像	2 2
2/23 (木)	軍隊をすてた国	7 0	3/30 (木)	それぞれの船出	2 6

④ 「ホンのおしゃべり」の開催

関西在住のジェンダー視点を持った図書・資料の著者を招き、執筆の背景や出版に関する思いを語ってもらい、その後、参加者と著者でフリートーキングを行った。（年1回開催）

平成17年8月6日（土）14：00～15：00

著者 稲葉 洋子（国立民族学博物館情報サービス課長）

著書 『阪神・淡路大震災と図書館活動～神戸大学「震災文庫」の挑戦』

参加者数 11人

⑤ 情報ライブラリーニュース『いんふおめーと』の作成

情報ライブラリーの多様な活動を広くPRするため、女性情報と利用者を結ぶ双方向型のライブラリーニュースを作成し、府内外の女性関係施設及び図書館等へ配付した。（年2回発行）

・A4版4頁 10,000部
第51号発行（平成17年6月1日発行）

・A4版4頁 10,000部
第52号発行（平成17年12月1日発行）

⑥ 情報ライブラリー企画展示

《男女共同参画週間展示》

～「女性に対する暴力」パネル展～

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー等）に関し、暴力を生み出す社会的背景、暴力の実態、法律等についての解説や被害にあったときの対処方法などを、わかりやすく解説したパネルを展示した。

展示期間：平成17年6月22日（水）～6月28日（火）

（於：ドーンセンター1Fロビー）

《特別企画展示》

～山口ヒロミ「人と表現」展

障害をもつ娘・天音（あまね）との日々～

出産時の事故により重い障害を負った娘・天音さん（1981年～2000年）を介護するため教師を退職し、片時もそばを離れられない生活の中で、日々の天音さんを描き続けた山口ヒロミさんの表現作品を展示することにより、社会と自分を繋ぎ、自己表現・自己実現の手段としての表現作品にスポットをあて、女性のエンパワメントを目的とし開催した。

展示期間：平成17年9月28日（水）～10月23日（日）

（於：ドーンセンター2F情報ライブラリー）

《春休み特別企画》

～学校教員のための授業の教材づくりに即役立つ資料展

データや統計から考えよう～

ライブラリーが所蔵している図書・AV資料、自治体や民間のグループの男女平等教育に関する事例集やデータなど授業づくりに役立つ様々な資料を一堂に集め、わかりやすく展示を行った。

展示期間：平成18年3月24日（金）～3月31日（金）

（於：ドーンセンター2F情報ライブラリー）

2. 女性の抱える問題に関する相談事業

女性の直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を目指し、相談カウンセリングにより、必要な援助と解決のためのサポートを行った。

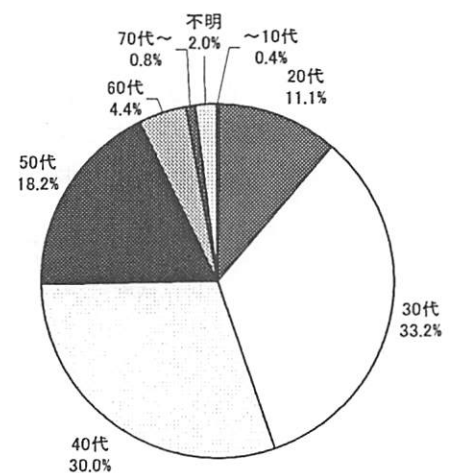
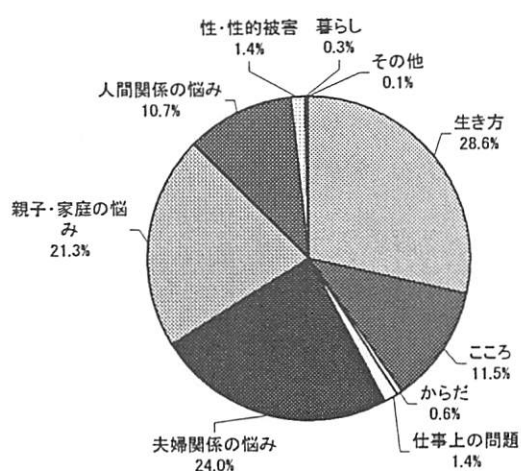
(1) 相談事業

① 面接相談：専門の女性カウンセラーによる面接でのカウンセリング

水・金・土・日曜日 午前9時45分から午後5時30分（1月以降は午前10時から午後6時）

火・木曜日 午前9時45分から午後8時30分（1月以降は午後1時から午後9時）

		平成17年度										平成16年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		1	62	176	176	83	22	8	4	532	28.6	562	32.5
こころ		2	46	90	41	30	1	1	3	214	11.5	221	12.8
からだ		0	3	5	2	2	0	0	0	12	0.6	18	1.0
仕事上の問題		0	1	15	3	6	0	0	1	26	1.4	12	0.7
夫婦関係の悩み		1	26	163	130	84	28	1	14	447	24.0	343	19.9
親子・家庭の悩み		3	34	93	129	91	31	3	12	396	21.3	325	18.8
人間関係の悩み		0	29	61	68	37	0	1	4	200	10.7	215	12.4
性・性的被害		0	6	12	4	4	0	0	0	26	1.4	26	1.5
暮らし		0	0	1	4	1	0	0	0	6	0.3	4	0.2
その他		0	0	1	1	0	0	0	0	2	0.1	1	0.1
平成17年度	合計	7	207	617	558	338	82	14	38	1,861	100.0	1,727	100.0
	(%)	0.4	11.1	33.2	30.0	18.2	4.4	0.8	2.0	100.0			
平成16年度	合計	9	224	625	484	277	50	22	36	1,727			
	(%)	0.5	13.0	36.2	28.0	16.0	2.9	1.3	2.1	100.0			



相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成17年度	141	155	179	156	175	155	153	160	155	139	151	142	1,861
平成16年度	162	124	160	157	151	142	140	138	136	134	139	144	1,727

② 電話相談：専用電話を使った、電話相談員による相談

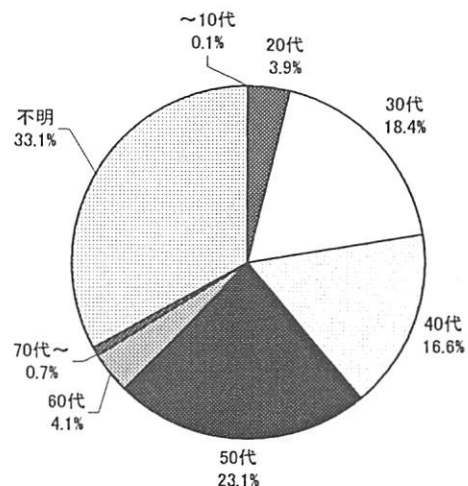
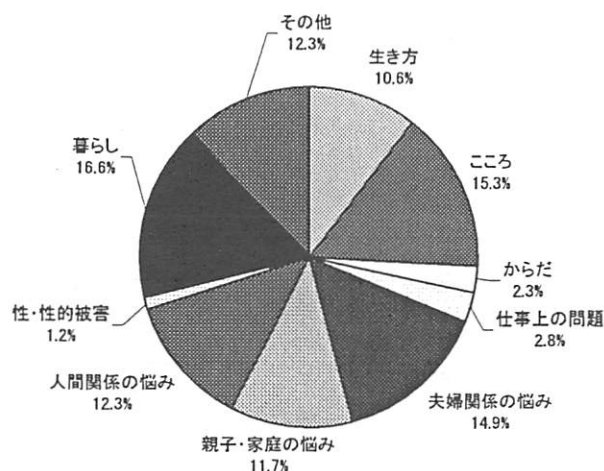
火曜日から金曜日

午前10時から午後4時、午後6時から午後8時

土曜日・日曜日

午前10時から午後4時

		平成 1 7 年度										平成 1 6 年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		0	11	68	79	126	9	5	64	362	10. 6	332	9. 5
こころ		0	18	151	90	112	25	4	124	524	15. 3	556	15. 9
からだ		1	6	11	6	20	18	0	18	80	2. 3	110	3. 1
仕事上の問題		1	4	24	26	17	0	0	23	95	2. 8	114	3. 3
夫婦関係の悩み		0	28	94	118	106	21	4	139	510	14. 9	595	17. 0
親子・家庭の悩み		0	22	78	89	69	24	10	110	402	11. 7	414	11. 8
人間関係の悩み		2	31	103	65	68	9	1	144	423	12. 3	424	12. 1
性・性的被害		0	8	10	3	1	1	0	18	41	1. 2	66	1. 9
暮らし		0	5	88	91	238	32	0	114	568	16. 6	587	16. 8
その他		1	0	3	2	35	0	0	382	423	12. 3	301	8. 6
平成 1 7 年度	合計	5	133	630	569	792	139	24	1, 136	3, 428	100. 0	3, 499	100. 0
	(%)	0. 1	3. 9	18. 4	16. 6	23. 1	4. 1	0. 7	33. 1	100. 0			
平成 1 6 年度	合計	9	182	862	578	679	167	25	997	3, 499			
	(%)	0. 3	5. 2	24. 6	16. 5	19. 4	4. 8	0. 7	28. 5	100. 0			



相談月別件数

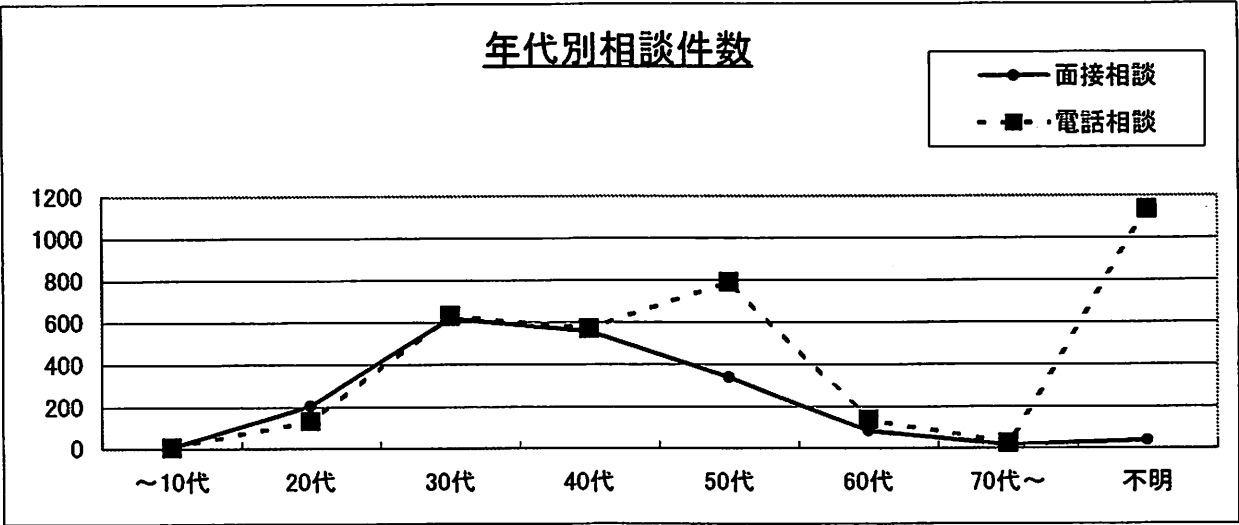
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成17年度	285	256	294	324	302	261	305	284	255	264	279	319	3,428
平成16年度	319	267	357	333	295	290	289	280	256	251	257	305	3,499

主訴別相談件数

	生き方	こころ	からだ	仕事上の悩み	夫婦関係	親子家庭関係	人間関係	性、性的被害	暮らし	その他	合計
面接相談	532	214	12	26	447	396	200	26	6	2	1,861
電話相談	362	524	80	95	510	402	423	41	568	423	3,428
計	894	738	92	121	957	798	623	67	574	425	5,289

年代別相談件数

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
面接相談	7	207	617	558	338	82	14	38	1,861
電話相談	5	133	630	569	792	139	24	1,136	3,428
計	12	340	1,247	1,127	1,130	221	38	1,174	5,289



③ 法律相談：女性弁護士による法律問題に関する面接相談

毎月第1火曜日：午後5時から午後8時 第2木曜日：午前10時から午後1時

第3火曜日：午前10時から午後1時 第4金曜日：午後2時から午後5時

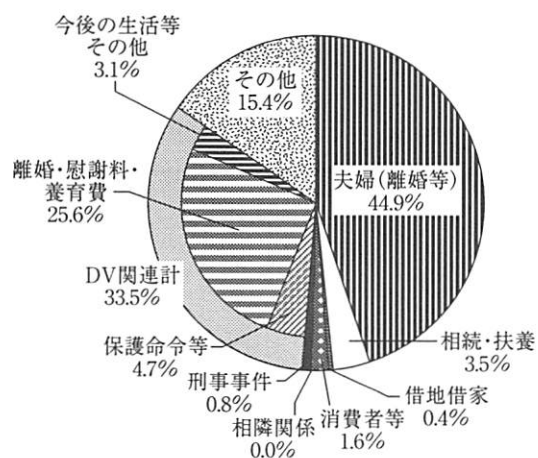
		平成17年度														平成16年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
夫婦（離婚等）		6	9	10	7	6	11	13	11	7	5	17	12	114	44.9%	85	34.0%
相続・扶養		1	1	0	0	2	0	1	1	1	1	0	1	9	3.5%	10	4.0%
借地借家		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4%	0	0.0%
消費者等		1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1.6%	6	2.4%
相隣関係		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	1	0.4%
刑事事件		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0.8%	1	0.4%
D V 保護命令等		1	2	1	1	0	1	0	2	0	2	2	0	12	4.7%	14	5.6%
離婚・慰謝料・養育費		8	4	6	11	10	4	8	5	4	0	2	3	65	25.6%	85	34.0%
今後の生活等その他		1	0	1	1	0	2	1	0	0	2	0	0	8	3.1%	13	5.2%
D V 関連計		10	6	8	13	10	7	9	7	4	4	4	3	85	33.5%	112	44.8%
その他		2	3	4	4	3	3	1	1	5	7	0	6	39	15.4%	35	14.0%
合計		20	20	24	24	21	21	24	20	19	17	22	22	254	100.0%	250	100.0%

④ からだの相談：女性産婦人科医師による医療的見地から助言が必要なものについての面接相談

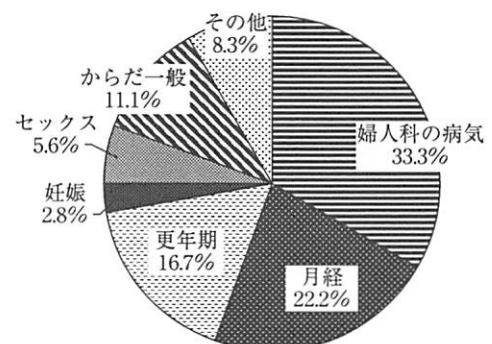
毎月第4土曜日 午後2時から午後4時

		平成17年度														平成16年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
婦人科の病気		1	2	1	0	0	1	2	1	0	1	2	1	12	33.3%	10	43.5%
月経		0	0	1	1	1	1	1	1	1	0	1	0	8	22.2%	4	17.4%
更年期		1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	0	6	16.7%	2	8.7%
妊娠		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2.8%	1	4.3%
セックス		0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	5.6%	0	0.0%
からだ一般		0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	4	11.1%	4	17.4%
その他		0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3	8.3%	2	8.7%
合計		2	3	2	3	2	3	3	4	3	4	4	3	36	100.0%	23	100.0%

法律相談



からだの相談



- ⑤ ドーンセンター内DV相談：ドーンセンター4階の配偶者暴力相談支援センターで電話相談を行った。
電話相談：火曜日から日曜日 午前10時から午後8時

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
暴 力	配偶者から	身体的	81	43	68	73	62	67	65	70	50	32	37	61	709	
						2				1		2	2	7		
		精神・社会・経済的	32	19	31	36	41	34	62	70	53	40	48	58	524	
				1		1			1					3		
		性的	2	0	2	2	0	1	0	1	2	1	1	3	15	
	計	115	62	101	111	103	102	127	141	105	73	86	122	1,248		
				1		3			1	1		2	2	10		
	その他から	恋人	身体的	3	2	3	5	2	3	4	5	2	9	1	3	42
			精神・社会・経済的	1	0	0	2	2	2	1	2	0	0	2	3	15
															1	1
性的			0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	5	
計		4	4	3	9	4	5	5	7	3	9	3	6	62		
														1	1	
家族・知人等		身体的	7	4	7	3	7	3	4	1	4	4	1	4	49	
						1		1							2	
		精神・社会・経済的	1	1	3	2	5	2	0	1	2	1	2	2	22	
	性的	0	1	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	4		
計	8	6	10	6	13	5	4	2	7	5	3	6	75			
				1		1								2		
暴力にかかる相談計		127	72	114	126	120	112	136	150	115	87	92	134	1,385		
				1	1	3	1		1	1		2	3	13		
その他の相談		19	23	46	26	34	20	35	16	23	20	50	38	350		
			2	3	5	4	3	4	1	3		4	4	33		
合 計		146	95	160	152	154	132	171	166	138	107	142	172	1,735		
			2	4	6	7	4	4	2	4		6	7	46		

※下段は男性内数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成17年度	146	95	160	152	154	132	171	166	138	107	142	172	1,735
平成16年度	94	75	136	152	136	122	107	125	132	114	123	134	1,450
対前年比(%)	155.3	126.7	117.6	100.0	113.2	108.2	159.8	132.8	104.5	93.9	115.4	128.4	119.7

- ⑥ カウンセラー派遣：DV被害女性を保護している民間シェルターなど4箇所のNPO等団体へ女性カウンセラーを派遣し、被害者の心のケアを行う等、自立支援体制の充実を図った。

平成17年度													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
シェルター (S)	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	6	6	40
	4	4	4	4	4	4	8	8	8	8	12	12	80
シェルター (I)	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	3	35
	4	4	4	4	4	4	8	8	8	8	8	6	70
シェルター (R)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
シェルター (Y)	2	1	1	0	2	2	1	0	1	2	1	3	16
	3	2	1	0	4	3	1	0	1	2	1	4	22
合 計	6	6	5	4	6	6	9	8	9	10	11	12	92
	11	11	9	8	12	11	17	16	17	18	21	22	173

※ シェルター名については保護の必要上、頭文字等で表す。

※ 上段は訪問回数 下段は相談者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
今年度	6	6	5	4	6	6	9	8	9	10	11	12	92
	11	11	9	8	12	11	17	16	17	18	21	22	173
前年度	6	5	5	7	6	5	4	7	7	6	6	6	70
	10	9	10	11	10	10	8	13	12	11	11	10	125

- ⑦ 不妊にまつわる悩みの相談：女性産婦人科医師及び助産師が不妊にまつわる様々な悩みの相談に応え、必要な情報提供を行った。

・面接相談：毎月第1土曜日 午後1時から午後4時

	平成17年度														
項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	
情報提供	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	3	27.3%	
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2	18.2%	
今の治療の内容と妊娠の可能性	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	3	27.3%	
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	9.1%	
二人目不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	9.1%	
パートナーとの関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	9.1%	
合 計	0	0	0	0	0	2	1	2	3	0	2	1	11		

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成17年度	0	0	0	0	0	2	1	2	3	0	2	1	11	42%
平成16年度	3	0	4	1	1	2	0	2	6	5	2	0	26	

・電話相談：毎週水曜日 午前10時から午後4時（ただし、第1水曜日のみ午後1時から午後8時）

項目\月	平成17年度													合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
情報提供	8	0	9	9	5	3	6	7	5	3	7	11	73	22.2%	
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	0	4	2	0	4	6	4	1	2	2	5	7	37	11.2%	
今の治療の内容と妊娠の可能性	4	5	11	4	2	3	3	11	7	4	7	8	69	21.0%	
他の治療内容・方法など	0	1	0	1	1	0	2	0	3	0	0	3	11	3.3%	
二人目不妊	4	4	7	4	3	3	7	7	1	4	1	8	53	16.1%	
医療機関に対する不満	1	0	3	2	1	1	1	3	0	2	2	3	19	5.8%	
パートナーとの関係	0	0	1	1	1	0	1	0	0	0	0	0	4	1.2%	
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0.6%	
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	4	1.2%	
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	3	0.9%	
その他	6	4	8	4	5	2	3	4	3	4	7	4	54	16.4%	
合 計	23	18	41	25	22	18	30	34	23	20	30	45	329		

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成17年度	23	18	41	25	22	18	30	34	23	20	30	45	329	113%
平成16年度	12	19	30	28	23	27	18	18	32	20	36	29	292	

⑧ 該当セッションで扱ったジェンダー関連問題

平成17年度

面接相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	16年度
共依存	34	28	38	28	37	26	26	23	30	26	25	29	350	303
母娘関係	41	34	35	41	52	38	39	30	40	34	37	31	452	436
拒・過食	5	7	9	7	10	6	4	6	9	4	7	3	77	88
依存症	13	7	8	13	19	13	6	4	8	12	12	10	125	71
性被害（セハラ以外の）	0	4	1	3	3	4	4	2	4	1	7	3	36	63
セクハラ	0	0	0	0	2	1	3	2	2	3	2	1	16	6
性的虐待（幼児・少年期）	2	1	2	3	2	1	2	1	2	2	1	3	22	21
幼児期虐待（性虐待以外）	8	8	5	4	6	4	2	8	7	9	13	11	85	91
夫婦間暴力（DV）	28	33	34	23	34	23	26	29	30	30	31	29	350	278
家庭内暴力（夫婦間以外）	3	8	4	3	6	6	6	7	4	4	2	2	55	59
セクシャリティー	0	2	5	1	4	1	3	0	2	2	2	1	23	30
「役割逸脱」不安	14	11	9	2	7	7	3	8	4	16	10	11	102	87
児童虐待	1	1	3	2	3	3	1	1	2	0	2	1	20	18
その他	1	1	0	3	1	0	0	0	0	0	2	0	8	14
合 計	150	145	153	133	186	133	125	121	144	143	153	135	1,721	1,565

平成17年度

電話相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	16年度
共依存	13	5	2	2	0	0	3	3	2	5	3	2	40	35
母娘関係	20	27	17	24	25	24	15	32	15	15	17	27	258	228
拒・過食	1	2	1	5	4	3	4	5	2	2	0	3	32	40
依存症	8	8	9	8	9	5	2	4	3	1	2	9	68	61
性被害（セハラ以外の）	0	1	5	3	3	3	2	2	4	2	2	1	28	40
セクハラ	4	3	5	4	2	2	5	6	4	2	4	2	43	41
性的虐待（幼児・少年期）	1	1	0	3	1	4	0	0	3	1	0	0	14	29
幼児期虐待（性虐待以外）	6	6	1	6	6	11	2	5	4	6	3	7	63	70
夫婦間暴力（DV）	21	20	34	20	33	23	24	25	20	15	23	20	278	309
家庭内暴力（夫婦間以外）	4	4	1	2	3	6	4	2	3	2	2	4	37	55
セクシャリティー	1	4	5	3	1	2	1	2	3	1	0	0	23	26
「役割逸脱」不安	36	24	31	43	34	36	22	28	22	24	28	34	362	352
児童虐待	4	3	6	3	5	4	7	3	7	1	4	4	51	64
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合 計	119	108	117	126	126	123	91	117	92	77	88	113	1,297	1,352

⑨ 相談員会議：毎月1回、相談事業の進め方についての調整や、社会資源台帳（相談関連機関情報）の整備等について検討を行うとともに、1例ずつ「事例検討」を行い、相談員の研鑽を図った。

(2) サポート・グループ

サポート・グループの実施

同じ悩みや問題を持つ女性がファシリテーターを交えて、自分の気持ちを話し合い、相互に支えあうことにより悩みの解決を図った。 定員：各15名

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	参加者数
5/12～3/23 月2回	木曜 午前	20	わたしの「再出発」 ～夫の暴力を逃れて～	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)	48 (36)
5/14～7/9	土曜 午前	9	一不登校、ひきこもり、そしてニート 自立できない・自立しようとしてない 子どもをもって…	本多 利子 (ドーンセンター相談スタッフ)	128 (23)
9/1～12/22 隔週	木曜 午後	9	もっと「わたし」を考えたい方へ ～女性のためのカウンセリング講座終了後 サポートグループへのお誘い～	宮本 由起代 (ドーンセンター相談スタッフ)	65 (22)
10/15～12/17	土曜 午前	9	一夫が毎日家にいる…！一 定年をむかえる・定年をむかえた 夫との関係を考える	本多 利子 (ドーンセンター相談スタッフ)	86 (16)
1/14～3/11	土曜 午前	8	～夫の在宅にストレスを感じている方へ～ 定年後の夫との関係を考えてみませんか？	本多 利子 (ドーンセンター相談スタッフ)	58 (11)
1/17～3/14	火曜 午後	8	思春期の子どもにどうかかわる？	内藤 みちよ (臨床心理士・スクールカウンセラー)	92 (23)

外国人女性のためのディスカッショングループ

日 程		回数	テ ー マ	ファシリテーター	参加者数
4/9～3/11	第2 土曜	10	日本に住む外国人女性がよく出会う 問題について (中国語)	高橋 美津緋	37
4/16～3/18	第3 土曜	10	同 上 (英語)	ジョアンナ・サトウ	7

(3) 講座の開催

① 女性（わたし）のためのカウンセリング講座の開催

女性が自己実現していくために必要な視点を、カウンセリングの手法を用いて紹介し、自立と女性問題解決に資した。

定員：70人 申込者：130人 受講者数：70人 時間：午前10時から正午、午後1時から3時

	月/日	テ ー マ	講師
1	5/18(水)	ジェンダー社会と女性の心の健康	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	5/18(水)	パートナーとの関係について	杉本 志津佳 (ドーンセンター相談スタッフ)
3	5/25(水)	親と子の関係について	本多 利子 (ドーンセンター相談スタッフ)
4	6/1(水)	現代社会と子どもの危機	田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)

5	6/ 1(水)	「家族」をめぐる法律の知識～結婚・離婚～	松尾 園子 (弁護士)
6	6/ 8(水)	女性 (わたし) のからだ ～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ～	高田 昌代 (神戸市看護大学教授)
7	6/ 8(水)	フェミニスト・カンセリシグを通してみる女性の悩み ～母娘関係～	竹之下 雅代 (ドーンセンター相談スタッフ)
8	6/15(水)	自己表現トレーニングを学ぶ① ～対人コミュニケーションと心の基本的人権～	内藤 みちよ (ドーンセンター相談スタッフ)
9	6/15(水)	自己表現トレーニングを学ぶ② ～女性と自己表現～	内藤 みちよ (ドーンセンター相談スタッフ)
10	6/22(水)	自己表現トレーニングを学ぶ③ ～対人関係の3つのパターン～	宮本 由起代 (ドーンセンター相談スタッフ)
11	6/22(水)	自分を大切に生きる生き方とは	宮本 由起代 (ドーンセンター相談スタッフ)

② 女性関係相談事業担当者研修講座の開催

女性関係相談機関のスタッフ (行政職、専門職、民間施設スタッフ) を対象に女性相談機関及び相談事務局のあり方、相談機関の連携などについて講座形式での研修を行った。

定員：60人 受講者数：(延) 201人 時間：午前10時から12時半

	月/日	テーマ	講師
1	7/6(水)	女性関係相談事業の理解とあり方 ～ドーンセンター10年の実績を踏まえて～	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	7/13(水)	相談現場から見える現代社会 ～女性の悩みをジェンダーの視点で読み解く～	竹之下 雅代 (ドーンセンター相談スタッフ)
3	7/20(水)	女性相談の実際 ～構成事例を使って～	今西 康子 (ドーンセンター相談スタッフ)
4	7/27(水)	情報提供とネットワークの仕方 ～社会資源情報の集め方・作り方・提供の留意点～	木下 みゆき (ドーンセンター情報担当コーディネーター)

③ 女性のためのCR・サポートグループ ファシリテーター・スキル育成講座の開催

女性の悩みや被害に対する援助の一環としてのグループを、ジェンダー問題に敏感な視点から運営し、女性の社会参画に資するための人材を育成した。

定員：36人 申込者：29人 受講者数：24人

	月/日	テーマ	講師
1	10/2(日) 10:30-12:30	対人援助のためのグループとは ～その機能と援助技術～	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)
2	10/2(日) 13:30-15:30	グループの流れとファシリテーターのかかわり	本多 利子 (ドーンセンター相談スタッフ)
3 ～ 8	10/4・18・25 11/1・8・15(火) 18:30-20:30	グループ体験学習 <前半> グループ体験 60分 <後半> ふり返り 60分	宮本 由起代 (ドーンセンター相談スタッフ 大阪心のサポートセンター NPO法人心のサポートステーション)
9	11/20(日) 13:00-16:00	グループ体験のまとめと CR、サポートグループの倫理 ～二次被害をおこさないために～	川喜田 好恵 宮本 由起代

④ NPOとの協働事業 フェミニスト・カウンセリング専門講座の開催

[理論コース]

女性を対象とした相談事業にかかわる専門家等が、ジェンダーにとらわれない視点で、女性の自立とエンパワメントのための心理的援助を行うために必要な知識と技能を修得するための講座を開催した。

定員：65人 申込者：102人 受講者：72人

	月 / 日	テ マ	講 師
1	10/29(土) 10:30-13:00	フェミニストカウンセリングとは ～女性のエンパワメントを支援するために～	川喜田 好恵 (トーンセンター相談担当コーディネーター)
2	10/29(土) 14:00-16:30	心療内科を訪れる女性たち ～フェミニストカウンセリングとの連携～	小山 敦子 (近畿大学医学部堺病院 心療内科医師)
3	11/12(土) 10:30-13:00	母親のひとり育児と子どもの被害 ～現場から見える心の風景～	有馬 克子 (児童虐待防止協会電話相談員)
4	11/12(土) 14:00-16:30	女性の状況をジェンダー分析する ～従来の心理学をこえて～	宮本 由起代 (トーンセンターカウンセラー)
5	11/26(土) 10:30-13:00	今、「家族」に何が起きているのか ～「家族」に関する「神話」を打ち破る～	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング堺カウンセラー)
6	11/26(土) 14:00-16:30	ケア労働とジェンダー ～介護する側・される側～	春日 キスヨ (安田女子大学教員)
7	12/10(土) 10:30-13:00	性暴力・DV被害のアドボカシー ～法制度の現行と問題点～	長谷川 京子 (弁護士)
8	12/10(土) 14:00-16:30	性暴力・DV被害と フェミニストカウンセラーの役割	井上 摩耶子 (ウイメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)

[研究コース]

理論編を修了し、実際に現場でカウンセリングやケースワークにかかわっている者を対象に、グループに分かれてCRを組み入れながらスーパーバイザーとともに検討した。

定員：45人 時間：10:00～12:30、13:30～16:00

(A) 福祉・医療・シェルターなど、ケースワーク的にかかわりを必要とする現場を持つ人

申込者：14人 受講者：11人
1/14(土)、2/4(土)、2/18(土)の3日

(B) 女性センター・民間カウンセリングルーム、学校などでのカウンセリングや相談の現場を持つ人

申込者：16人 受講者：14人
1/14(土)、2/4(土)、2/18(土)の3日

(C) CR、セルフヘルプグループなどの現場を持つ人

申込者：13人 受講者：12人
1/14(土)、2/4(土)、2/18(土)の3日

3 啓発学習事業

男女共同参画社会の実現のために、ジェンダー問題解決のための啓発活動を行うとともに自主的な学習活動を支援した。

(1) 女性問題啓発講座の開催

ジェンダー問題に対する正しい理解と認識を深めるための各種講座を開催した。

①ライブセミナー～女性と仕事～

いろいろな分野で活躍している女性を講師として招き、仕事の現場での生の声を聞くことにより、女性が働き続けることを応援していく講座を開催した。

定員：各50人 延参加者数：183人 午後2時から午後4時

	月／日	テーマ	講 師	申込者数	参加者数
1	6月 4日 (土)	旅行社の仕事	コニーチャイナサービス㈱ 代表取締役 山口康子	55	37
2	7月 30日 (土)	シンクタンクの仕事	大阪ガス㈱エネルギー文化研究 客員研究員 弘本由香里	49	26
3	10月 1日 (土)	フリーライターの 仕事	フリーライター 井上理津子	66	44
4	2月 11日 (土)	写真家の仕事	ウィルプランニング フォトグラファー 水野真澄	47	30
5	3月 4日 (土)	営業の仕事	積水ハウス㈱山の街展示場 店長 伊藤みどり	68	46

②男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム

平成12・13年度の調査研究事業により完成したプログラムを基とし、研修講座として実施した。

初めて男女共同参画施策に関わる職員の方々を対象に、ジェンダーの視点を高めその視点を持って事業を推進していくために、参加体験型学習などを通じた研修のプログラムを提供した。

定員：30人 申込者数：62人 受講者数：38人 延参加者数：178人
午後2時から午後4時

	月／日	テーマ／講師
1	5月19日 (木)	世界の流れ・日本の動きを知る 田上時子（ドーンセンター事業担当コーディネーター）
2	5月26日 (木)	女性相談とは ～相談事業からみえる女性施策のABC～ 川喜田好恵（ドーンセンター相談担当コーディネーター）

3	6月 2日 (木)	女性情報とは ～その特徴と活用方法～ 木下 みゆき (ドーンセンター情報担当コーディネーター)
4	6月 9日 (木)	講座の企画・広報・運営① 仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ専門員)
5	6月 16日 (木)	講座の企画・広報・運営② 仁科 あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ専門員)

③男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム Part 2

女性センター及び男女共同参画関係課で市民やNPOとの協働事業を担当する職員が、協働相手とよりよいパートナーシップを築き、担当職員としての専門性を高めながら、男女共同参画社会を推進するための必要なスキルを身に付けることをめざす研修プログラムを提供する。

定員：20人 申込者数：15人 延参加者数：71人
午後2時から午後4時30分

と き		テーマ／講師
概 論		
1	2月 9日 (木) 中3 14:00～16:30	NPOとの協働とは 田村 太郎 (I I H O E [人と組織と地球のための国際研究所] 研究主幹)
2	2月 16日 (木) 中3 14:00～16:30	女性／男女共同参画センターにおける協働事業の意義と協働することで広がる可能性 田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)
3	3月 2日 (木) 中3 14:00～16:30	市民・NPOをエンパワメントするためのコミュニケーション・スキル ～担当者がファシリテーターになるために～ 筒井のり子 (龍谷大学教員、 NPO法人 日本ボランティアコーディネーター協会代表理事)
事業実施の協働プロセス		
4	3月 9日 (木) 中3 14:00～16:30	ケーススタディ *河内長野市男女共同参画センター 「男女共同参画推進事業」 *とよなか男女共同参画推進センター すてっぷ 「すてっぷフェスタ 2005 ～市民とともに5周年～」
5	3月 16日 (水) 中3 14:00～16:30	ケーススタディ *吹田市立男女共同参画センター 「参画スタッフ養成セミナー」 *松原市総務部人権文化室 「男女共同参画リーダー養成講座」

④企業向け研修セミナー (1) ～ (3)

事業所等に向けて「男女協働の職場づくり」「女性の能力活用」「仕事と家庭の両立」などの取り組みを積極的に進めていく必要がある。そこで事業主及び企業で働く人を対象に、先進事例や現状を紹介し、職場における男女共同参画を推進するための方法を考える講座を開催した。大阪府「男女いきいき・大阪元気宣言事業」とも連携して実施した。

セミナー（１）

と き：平成 17 年 9 月 29 日（木） 14：00～16：15 ところ：大会議室 2（5F）

対象・定員：事業主、企業の人事労務担当者、

職場内での男女共同参画推進担当（ポジティブ・アクション推進）者など

テーマ・講師 多様な個性を力に変える！～職場研修企画のポイント～

中居 成子（㈱ハート・アンド・キャリア 代表取締役）

定員 30人 申込者 24人 受講者 18人

セミナー（２）

と き：平成 17 年 11 月 9 日（水） 14：00～17：00 ところ：特別会議室（5F）

対象・定員：働く女性 40 名

テーマ・講師 ワーキングウーマンのチャレンジ支援 私の「働き続け方」「働きつなぎ方」

<第 1 部>私の「働き続け方」「働きつなぎ方」

浜口加寿美（松下電器産業㈱半導体社システム L S I 開発本部チームリーダー）

井本久子（㈱イチネン人事総務部人事・教育課長）

朝比奈光子（㈱大丸大阪心斎橋店婦人雑貨子供服部次長）

コーディネーター：川喜田好恵（ドーンセンター相談担当コーディネーター）

<第 2 部>ドーンで 100 人ミーティング！

ゲスト：太田房江大阪府知事

定員 40人 申込者 44人 受講者 31人

セミナー（３）

と き：平成 17 年 12 月 6 日（火） 14：00～16：15 ところ：大会議室 1（4F）

対象・定員：働く女性 40 人

テーマ・講師 働く女性のためのメンタル・ヘルス～現代を生きる女性のための心の健康学～

川喜田好恵（ドーンセンター相談担当コーディネーター）

定員 40人 申込者 30人 受講者 25人

⑤次世代の女性たちへ「働く女性の 60 年～ワーキングウーマンのあゆみ～」

女性の労働問題を長年研究してきた竹中恵美子（ドーンセンター館長）が、戦後 60 年の女性の労働についてふり返り、ワーキングウーマンの実情と取り巻く環境の変遷を語り、次世代の女性にメッセージを贈る講座を開催した。ドーンセンターオリジナルビデオ「働く女性の 60 年」完成記念企画。

と き：平成 18 年 2 月 4 日（土） 14：00～16：00 ところ：大会議室 2（5F）

講師：竹中恵美子（ドーンセンター館長）

定員 50人 申込者 85人 受講者 63人

⑥教員向けワークショップ

「男女共同参画の視点による教材づくりワークショップ～『地図でみる世界の女性』を活用して～」

小中高校の教員が、ジェンダー統計を読み解き、男女共同参画の視点で授業や研修会で活用できる教材を作成し、その実践方法を考えるワークショップを開催した。テキストとして『地図でみる世界の女性』（明石書店）を使用。

情報ライブラリーとも連動し、ドーンセンター及び情報ライブラリーが、男女平等教育推進のための教材づくりや情報収集に役立つような学習・情報相談等の事業を実施し、さまざまな機能を持つことを広く PR した。

と き：平成18年3月30日（木）10：00～12：30、13：30～16：00
ところ：大会議室2（5F）
対象・定員：小中高校の教員30人
講 師：本多利子（スクールカウンセラー）
 萬田久美子（大阪府立芦間高等学校教員）
 定員 30人 申込者 61人 受講者 50人

⑦「就活ナビ@Dawn～自分の人生をプロデュースする～」

紆余曲折もありながら自身のキャリアを築いてきた講師や身近なロールモデルとなりえる「若手」をゲストに招き、自分の将来について考えている（就職活動を控えている）人が、ジェンダーにとらわれず、社会に出ること、働くことについてポジティブにとらえられるよう、先輩の事例を通して「生き方・働き方」を考える場を提供した。

と き：平成18年3月23日・30日 各木曜日 19：00～21：00
ところ：中会議室3（4F）

対 象：10代後半から20代前半で、現在就職活動を考えている、あるいはしている
人や自分の生き方・働き方について考えたい人

定 員：30人 申込者数：25人 延べ参加者数：22人
テーマ・講師

3月23日（木）「自分の人生をプロデュースする」

吉田 理映子（（特活）市民活動情報センター・ハンズオン！埼玉：副代表理事）

3月30日（木）「就活・本音トーク～わたしの場合～」

瀬戸 優美子（京都福祉サービス協会 塔南の園児童館 児童厚生員）

宮前 正裕（株式会社セントラルフルーツ近鉄生駒店「八百一」店長）

⑧「本気で語ろう！女性の仕事の続け方」

『仕事論～先輩に聞く、女性と就職～』の発行を記念し、メインターゲットである就職活動を控えた女子学生たちや転職などを考えている社会人が、本誌に登場したロールモデルたちとの討論や交流を通じて、働き始めるうえでの疑問や働き続けてきたことで得られたこと、また、壁をどう乗り越え働き続けてきたのかなど、仕事のことに
ついて本気で考える場を提供した。

と き：平成18年3月25日（土）14：00～17：00

ところ：パフォーマンススペース

定 員：80人 申込者数：79人 参加者数：56人

内 容：Part1 パネルディスカッション「女性と就職～仕事に就き、そして働き続ける」

パネリスト 山本まゆみ（株式会社高島屋大阪店総務部販売教育担当部長）

氷見登紀子（JOB カフェ OSAKA コーディネーター）

島袋恵理子（奈良県立大学地域創造学部観光経営学科3回生）

コーディネーター 千葉 潮（編集事務所アルゴ代表）

Part2 交流カフェ「仕事について社会人とマジで語り合おう」

(2) ウィメンズフォーラムの開催

男女共同参画社会づくりを進めるドーンセンターでは、センターの設立趣旨を広くPRするため、ホールにおいてウィメンズフォーラム2005を開催した。第二次世界大戦・アジア太平洋戦争が終結して60年。今回は戦後60年を踏まえ、戦争の記憶を風化させることのないようにという願いを込めて平和について考える機会とした。

と き：平成17年12月9日（金）17：45～20：30

ところ：ホール（7F）

定 員：500人 申込者数：178人 参加者数：180人

内 容：

ウィメンズフォーラム2005『女性が創る平和』

17：45～18：15 大阪府女性基金プリムラ賞受賞者のメッセージ

1部 18：25～18：50 おはなしくじらによる

『女たちの太平洋戦争—15歳の手記—』の朗読

2部 19：00～20：30 「市民によるピース・メイキング」

講師：江川紹子（ジャーナリスト）

4 女性に対する暴力対策・民間等人材育成支援事業

大きな社会問題になっているドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント等の「女性に対する暴力」は、多くの人々にかかわる問題であり、男女共同参画社会実現のために解決しなければならない重要課題である。

地域において様々な相談を受ける機会の多い民間の人々も含めて「女性に対する暴力対策人材養成支援講座」を開催した。

(1) 女性に対する暴力対策人材養成支援講座「入門編」の開催

女性に対する暴力に関する基礎的知識や被害者を支援するために必要な情報を提供するとともに、被害者から相談に応じる際のノウハウ等を具体的事例をもとに実践的に習得してもらうための講義と実習を行った。

・女性に対する暴力対策人材養成支援講座「入門編」

定員 60人 申込者 109人 受講者 97人 延参加者数 545人
時間 午後1時半から5時

	月／日	テ ー マ	講 師
1	7月 6日（水）	講座 男女共同参画社会とDV問題	佐野 真紀 （大阪府生活文化部男女共同参画課）
		講座 DV被害者の実態と 家族神話・ジェンダー神話	竹之下 雅代 （ドーンセンターカウンセラー）
2	7月13日（水）	講座 DV相談支援センターの役割	井上 芳江 （大阪府配偶者暴力相談支援センター）
		講座 DV被害者への心理的援助のあり方	川喜田 好恵 （ドーンセンター相談担当コーディネーター）

3	7月20日(水)	講座 女性の暴力に対する 警察の取り組み	十河 清 (府警本部ストーカー・DV対策室)
		講座と実習 DV相談の実際 ～事例を通して学ぶ～	杉本 志津佳 (ドーンセンターカウンセラー)
4	7月27日(水)	講座 二次被害を招かないための 対応とは	宮本 由起代 (ドーンセンターカウンセラー)
		講座 DV被害者支援のための ネットワークのあり方	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)

(2) 女性に対する暴力対策人材養成支援講座「専門編」の開催

「入門編」を受講した人、既に地域において被害者支援や相談に携わり、女性に対する暴力に関する基礎知識を有している人や、相談に応じる機会が多い人を指導するまたは研修する立場にある人を対象に、「入門編」に続き「専門編」として開催する。

定員 60人 申込者 203人 受講者 173人 延参加者 609人
時間 午前10時から12時30分、午後1時30分から4時

	月/日	テ ー マ	講 師
1	1月25日 (水)	被害者支援の現場から ～広域連携を要する場合の対応など～	小野 設子 (大阪府女性相談センター)
		DV法の活用と今後の課題	長谷川 京子 (弁護士)
2	2月8日 (水)	DVの健康への影響と医療の取り組み ～被害のスクリーニング、アセスメント、介入、記録～	高田 昌代 (神戸市看護大学)
		DVの子どもへの影響とその対応 ～子ども面会センターなど先進国の取り組みから学ぶ～	友田 尋子 (大阪市立大学)
3	2月22日 (水)	DVの二次被害と相談員のバーンアウト対策	宮本 由起代 (大阪心のサポートセンター)
		DV被害者のPTSD理解と被害者アドボカシー	井上 摩耶子 (ウィメンズ・カウンセリング 京都)
4	3月4日 (土)	DV加害者対策への考え方と今後の課題	川喜田 好恵 (ドーンセンター)
		DV被害者への医療 ～被害者の心身のケアと治療への取り組み～	加藤 治子 (阪南中央病院)

5 女性の能力開発・ネットワークに関する事業

女性の社会参加・参画を促進するため、女性の能力の開発・育成に必要な講座等の開催や支援事業を行い、女性団体・グループの交流の活性化を図る。

(1) 女性グループ・ネットワークのための組織開発講座

男女共同参画社会の実現をめざして活動している女性グループが、抱えている問題や課題を解決するために、様々なスキルを身につけ、グループのエンパワメントを支援する講座を開催し、グループ間のネットワークの形成を促進する。

定員：20人 申込者数：8人 受講者数：7人 延参加者数：44人

特定非営利活動法人について（特活）と表記しています。

1	10/20 (木)	10:00 ～ 12:30	男女共同参画社会をめざすNPOとその役割	田上 時子 ドーンセンター事業担当コーディネーター
2		13:30 ～16:30	事務局スタッフの意識と役割 ～組織の要 ^{かなめ} である事務局の運営とは～	山本 麗子 (特活) 宝塚NPOセンター理事・事務局次長
3	10/27 (木)	14:00 ～17:00	効果的な会議の進め方と意思決定	筒井 のり子 龍谷大学社会学部教員 (特活) 日本ボランティアコーディネーター協会代表理事
4	11/10 (木)	14:00 ～17:00	企画書の作り方 ～助成金を取る、情報を発信する時にベースとなる企画書とは～	中村 英子 ドーンセンター企画推進グループ専門員
5	11/16 (水)	14:00 ～17:00	NPOの事業評価	粉川 一郎 (特活) コミュニティ・シンクタンク 「評価みえ」代表理事 武蔵大学社会学部メディア社会学科専任講師
6	12/1 (木)	14:00 ～17:00	NPOの広報戦略・プレゼンテーション	仁科 あゆ美 ドーンセンター企画推進グループ専門員
7	12/15 (木)	14:00 ～17:00	人が集まってくる魅力あるグループ・NPOづくり ～活動の停滞・マンネリ化に陥らないために～	川中 大輔 シチズンシップ共育企画代表・ファシリテーター

(2) 女性と仕事創発事業

社会的に意義のある仕事を自ら創りだし、自立と自己実現を図る新しい働き方をしようとする女性に対して、女性と仕事創発に必要な支援を行った。

今年度は、働く女性のモデルがまだまだ少ない中であって、これから仕事をしていこうという女性に対して、さまざまな業種・働き方など、仕事を通じた女性のモデルを提示・紹介した啓発冊子をNPOとの協働により作成し、女性の職域の拡大、職業意識など女性の仕事へのチャレンジ支援を行った。

タイトル：『仕事論～先輩に聞く、女性と就職』

内 容：1章 対談「仕事が私にくれたもの」（香山リカ VS 竹中恵美子）

2章 インタビュー「先輩に聞く、働くこと、働き続けること」

ヘアメイクの仕事・NGOの仕事・放送局の仕事・ホテルの仕事・
ランドスケープアーキテクトの仕事・建築家の仕事・社会保険労務
士の仕事・百貨店の仕事・雑貨屋の仕事・公務員の仕事

3章 竹中恵美子先生に聞く「働く女性の60年」

資料編 全国の女性／男女共同参画センター・全国のジョブカフェ

発行時期：平成18年2月10日

部数：3,000冊

協働相手先：編集事務所アルゴ 千葉潮

6 調査研究事業

NPOとの協働を円滑に推進するための専門的な役割を担う「NPOとの協働専門委員会」を理事会のもとに設置し、「面接相談のNPOとの協働の実施」などについて協議を行った。「面接相談のNPOとの協働の実施」にあたっては、企画提案公募を行い選考委員会で協働相手先を選考した。また、16年度活動状況報告書及び18年度事業についての中間提言書を理事会に報告した。

(1) 「NPOとの協働専門委員会」の運営

①委員

- ・尼川 洋子（国立女性教育会館客員研究員）
- ・肥田 和子（元堺市男女共同参画推進担当部長）
- ・丸本 郁子（大阪女学院短期大学名誉教授）
- ・水谷 綾（大阪ボランティア協会NPO推進センター 主幹）
- ・松田 隆雄（大阪府生活文化部男女共同参画課長）
- ・森野 秀登（ドーンセンター事務局長）
- ・川喜田 好恵（ドーンセンター相談担当コーディネーター）

アドバイザー委員

- ・粉川 一郎（（特活）NPOサポートセンター事務局長／コミュニティ・シンクタンク「評価みえ」代表理事）

オブザーバー

- ・榎本 治道（大阪府生活文化部副理事兼府民活動推進課長）

②開催状況

委員会 平成17年4月28日、6月15日、8月23日、10月6日、11月8日
12月13日 平成18年3月9日

ワーキング（情報）平成17年9月8日、1月17日

（電話）平成17年11月24日（相談）平成17年10月19日

中間ヒアリング（情報）平成17年10月19日

ヒアリング（一時保育）平成17年12月15日（情報）平成18年2月15日
（電話）平成18年2月21日

16年度報告書提出 平成17年6月17日

中間報告書提出 平成17年11月11日

(2) 選考委員会の設置

【面接】

①委員

- ・尼川 洋子（国立女性教育会館客員研究員）
- ・高田 昌代（運営推進委員会座長）
- ・吉岡 重彰（大阪府男女共同参画課課長補佐）
- ・森野 秀登（ドーンセンター事務局長）

②開催状況

平成17年7月15日

【協催・広報事業】

①委員

- ・尼川 洋子（国立女性教育会館客員研究員）
- ・水谷 綾（大阪ボランティア協会NPO推進センター 主幹）
- ・高田 昌代（運営推進委員会座長）
- ・吉岡 重彰（大阪府男女共同参画課課長補佐）
- ・田上 時子（ドーンセンター事業担当コーディネーター）

②開催状況

平成18年2月8日

7 文化表現事業

女性による文化・表現活動を支援するとともに、女性に対する固定的なイメージや社会意識の変革をめざす映像作品の上映や、舞台芸術作品の公演等を行った。

（1）女性映像フェスティバル2005

女性の視点による映像文化の発展と映像分野への女性の参画の促進を図るため女性監督作品等の上映を行った。

Part1 ～日韓の女性監督がおくる3本のドキュメンタリー～

日時：平成17年7月9日（土） 参加者数：537人

会場：ホール（7F）

作品：「ベアテの贈りもの」（2004年／日本／92分／監督：藤原智子）

日本&韓国発 映画をつくる女性たち

「映画をつくる女性たち」（2004年／日本／103分／監督：熊谷博子）

「韓国発 映画をつくる女たち」（2001年／韓国／40分／監督：イム・スルレ）

Part2 ～山形国際ドキュメンタリー映画祭 女性監督コレクション～

日時：平成17年10月13日（木）～16日（日） 参加者数：636人

会場：視聴覚スタジオ（5F）

作品：「静かな空間」YIDFF2005 インターナショナル・コンペティション作品

＜2005年／日本／54分／監督：メルヴィ・ユンッコネン＞

「Dear Pyongyang」YIDFF2005 アジア千波万波作品 監督来場

＜2005年／日本／110分／監督：梁英姫＞

「昨日、今日、そして明日へ…」YIDFF2005 アジア千波万波作品

＜2005年／日本／90分／監督：直井里予＞

「壺」YIDFF2005 アジア千波万波作品

＜2005年／シリア／12分／監督：ディヤーナ・エル＝ジェルーディ＞

「イラン式離婚狂想曲」YIDFF1999 インターナショナル・コンペティション作品

＜1998年／イギリス、イラン／80分／監督：キム・ロジノット、ジバ・ミル＝サ仁＞

「母がクリスマスに帰るとき」YIDFF1997 インターナショナル・コンペティション作品

＜1995年／インド、ギリシャ、ドイツ／107分／監督：ニリタ・ヴァチャニ＞

「選択と運命」YIDFF1995 インターナショナルコンペティション作品、'95 ロバート&フランシス
フラハティ賞受賞）

＜1993年／イスラエル／118分／監督：ツイピ・ライベンバッハ＞

「Sink or Swim」YIDFF2005 インターナショナル・コンペティション審査員作品

＜1990年／アメリカ／48分／監督：スー・フレドリック＞

「回復の見込み」YIDFF2005 インターナショナル・コンペティション審査員作品

＜2002年／アメリカ／65分／監督：スー・フレドリック＞

上映スケジュール

10/13 (木)	10/14 (金)	10/15 (土)	10/16 (日)
13:30 静かな空間 14:40 昨日 今日 そして明日へ・・・ 16:30 選択と運命 19:00 母がクリスマスに帰るとき・・・	13:00 母がクリスマスに帰るとき・・・ 15:10 Dear Pyongyang 17:15 静かな空間 19:00 壺＋イラン式離婚狂想曲	13:00 Sink or Swim 14:00 回復の見込み 16:15 壺＋イラン式離婚狂想曲 18:30 選択と運命	11:00 Sink or Swim 12:00 回復の見込み 14:00 Dear Pyongyang * 上映終了後監督トーク 16:45 昨日 今日 そして明日へ・・・

(2) 女性グループ・NPOのための情報発信

～広報ツールとしての活動PRビデオ制作講座～

パソコンやデジタルビデオカメラが普及し、映像（ビデオやDVD）で表現、情報発信することが容易になった。映像で情報発信することで、地域の人々、寄付金や助成金を出す支援者の共感を得るために、また企業や行政との協働を進めていく際に、NPOの理念やその活動の様子を数分間で視聴覚的にPRすることができる。本講座では、単に映像を編集し短くまとめて作っただけでなく、活動を効果的にPRするための企画からカメラワーク、編集、そして情報発信のノウハウを学ぶ。

定員：20団体 申込者数：7団体8人 受講者数：8人 延受講者数：29人

1	10/18 (火)	番組制作についての基礎①自主制作とは？ カメラワークを学ぼう
2	10/25 (火)	番組制作についての基礎② シナリオを作ろう
3	11/1 (火)	番組制作についての基礎③ シナリオを完成させよう
4	11/2～1/26の(水)(木) 及び第2、4日曜のうちで 3日間予約制	映像編集 各団体3日間 各グループ個別に編集作業をサポートします。
5	3/7 (火)	作品上映会&交流会

13:00～16:45 中会議室・編集室・視聴覚スタジオ

(3) 第11回女性芸術劇場「生き方桜色～歌と語りにのせて～」

女性の手による女性の視点を持った舞台芸術公演の開催。

日時：平成18年3月18日(土)開演18:30

3月19日(日)開演14:00

ところ：ホール(7F) 参加者数：552人

前売り2,500円(当日3,000円)

与謝野晶子、金子みすゞら女性詩人・歌人のメッセージを歌う吉岡しげ美をメインに、異なる分野で表現・活躍する諸岡由美子、土井たか子、吉武輝子ら3人の女性たちが、演奏、歌、朗読、語りなど、万葉から現代まで、時空をクロスオーバーした大人の女性の舞台を提供した。

・出演 吉岡しげ美(音楽家) 諸岡由美子(チェロ) 土井たか子(アジア人権基金)

- ・特別出演 吉武輝子(評論家)
- ・演目 与謝野晶子「君死にたまふことなかれ」「みだれ髪」「山の動く日」ほか
金子みすゞ「わたしと小鳥とすずと」「大漁」「わらひ」
茨木のり子など、万葉集、枕草子など
- ・協力 株式会社ワコール
- ・後援 財団法人大阪21世紀協会

(4) 海外女性監督ビデオ作品の収集・加工

わが国で未公開の女性監督のドキュメンタリー等を独自に収集し、日本語に翻訳加工して、ライブラリーで視聴・貸出サービスを行い、広く府民の活用を図る。

また、行政、学習・教育機関や団体・グループ等の研修教材として活用できるように販売も行う。

作品名	監督	製作年	製作国	時間	種別
The Pot	ディヤーナ・エル＝ジェールディ	2005年	シリア	12分	ドキュメンタリー
At the Parish	ヤエール・パリッシュ	2003年	スイス	32分	ドキュメンタリー

8 国際交流事業

(1) 海外向け英文情報誌の発行

ドーンセンターの知名度を高め、情報集積を促進するとともに、センターの活動や日本の民間レベルの女性問題情報を海外に発信するため、海外向け情報誌をNPOと協働で発行した。

- ・発行時期 平成17年12月
- ・部数 3,000部
- ・規格 A4版 12頁
- ・配付先 海外120カ国(政府・国際機関、NGOなど約350カ所)
国内650カ所(女性関係施設、図書館など)
- ・基本方針 全体テーマは「女性と平和」

頁	内 容	執筆者
1～3	女性たちの運動のあゆみ	中西豊子 (元・ウィメンズブックストア松香堂代表)
4～5	「女たちの太平洋戦争展－15歳の手記－」	柳 博雄 (ジャーナリスト)
	「女たちの太平洋戦争 手記の朗読と体験者のお話」	おはなしくじら 浅野陽子
6	コラム：阪神淡路大震災から10年、女性たちは今 震災とジェンダー問題	尼川洋子 (Weプロデュース)
7	インタビュー：岡部伊都子さん(随筆家)	インタビュアー 井上 史(フリーライター)
8～9	「家族の戦後体制の呪縛力」 － 再強化され固定化された近代家族 －	落合恵美子 (京都大学文学部教授)
10	ドーンセンター事業から 女性映像フェスティバル 2005 「ベアテの贈りもの」 戦後60年の女性のあゆみを描く	仁科あゆ美(ドーンセンター企画推進グループ専門員)

10～11	ドーンセンター開館 10 年の取組み ・情報ライブラリー ・相談 ・事業（文化表現を主とする各種啓発学習事業）	ドーンセンター
12	開館 10 年、これからの 10 年に向けて	時岡禎一郎（大阪府男女共同参画推進財団理事長）

（２）海外女性ネットワーク事業

海外女性の NGO・NPO との交流を深め、共通する課題の解決や女性の地位向上について協力できる関係を築いていくため、日本の女性グループ等と連携して、海外女性 NGO・NPO とのネットワークづくりを支援する事業を実施した。

①国際シンポジウム「タイから日本への人身売買 被害の実態と支援の現状」

日時：平成 17 年 7 月 1 日（土） 会場：特別会議室

発表者：Bandana Pattanaik（Global Alliance Against Traffic in Women 国際コーディネーター）

Jiraporn Sae-tang（Global Alliance Against Traffic in Women 調査研究員）

斉藤百合子（恵泉女学園大学教員）

協催団体：人身売買禁止ネットワーク（JNATIP）

財団法人アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）

参加者数：120 名

②講演会「暴力防止実践の民間団体の役割～先進的活動の米国の事情を知る～」

日時：平成 17 年 12 月 10 日（土）・11 日（日） 会場：ホール・特別会議室

発表者：Kate Kain（米国 DV センター Marin Abused Women's Seavice）

森田ゆり（エンパワメント・センター）

協催団体：NPO 法人 CAP センター・JAPAN

参加人数：465 名

③「アサーティブネス講演会・ワークショップ」

日時：平成 18 年 1 月 29 日（日） 会場：特別会議室

講師：アン・ディクソン

協催団体：NPO 法人アサーティブジャパン

参加者数：97 名

9 協催事業

NPOとの協働モデル施設として、ドーンセンターを利用してNPO等が行う男女共同参画社会の実現にむけた啓発事業で、協働することにより、事業効果やグループ活動の活性化につながる企画提案に対して、外部委員も参画した選考審査を経て事業支援を行う協催事業を実施した。

(1) 選考委員会の開催

第1回 平成17年5月10日 選考企画数 7件 (応募企画数11件)

第2回 平成18年1月31日 選考企画数11件 (応募企画数15件)

(2) 平成17年度協催事業一覧 (実施件数:18件 延べ参加者数:3,948人)

	月 / 日	テーマ	場 所	協催相手方	参加者数(延)
1	4月23日(土) ～9月24日(土)	男の非暴力グループワーク ～DVをやめるために～	多目的ルーム	メンズサポートルーム	203人
2	5月21日(土)	「好きな仕事で幸せになった」～あの人のように生きたい～	パフォーマンススペース	NPO法人 WANA 関西	141人
3	5月26日(木) ～6月2日(木)	多様化する女性の生き方 ～知っておきたい社会保障制度～	中会議室	社労士市民ネットワーク	51人
4	5月29日(日)	人形劇「涙のおっさんエレジー」	パフォーマンススペース	SAYO とわたし一座	30人
5	6月11日(土) ～7月9日(土)	今ここを本音で語る男のエンカウンター	小会議室	キャラバンサライ	41人
6	6月12日(日)	しなやかな身心による身体表現～ほぐす・おどる・つながる～	大会議室	ダンスシェアリングひゅう	31人
7	7月1日(金)	「タイから日本への人身売買 被害の実態と支援の現状」	特別会議室	人身売買禁止ネットワーク ヒューライツ大阪	120人
8	7月16日(土) ～7月17日(日)	熟年ミュージカル「コットン少年少女探偵団」	ホール	NPO法人発起塾	778人
9	8月20日(土) ～8月21日(日)	井上ひさし原作 演劇「頭痛肩こり樋口一葉」	ホール	関西俳優協議会 OAK5	1,129人
10	9月10日(土) ～9月11日(日)	男のフェスティバル	大会議室他	メンズセンター	119人
11	9月17日(土)	私らしく「最初の一步を踏み出そう」	中会議室	ふぁーすとステップ	44人
12	10月16日(日) ～12月11日(日)	40代の女性の自己実現とエンパワメント	中会議室	NPOFC 学会堺	67人
13	11月20日(日) ～1月22日(日)	性被害ティーンズのケア 地域・学校でのサポートスキル	セミナー室	レイプクライシスサバサバイバーズネット関西	36人
14	11月26日(土)	着物着付士として働く	特別会議室	全日本和装コンサルタント協会	80人

15	11月26日(土)	新屋英子監修「未来の詩」	特別会議室	働く女性の人権センター いこる	150人
16	12月10日(土) ～11日(日)	ケート・ケイン講演会「暴力防止 実践の民間団体の役割～先進的活 動の米国の事情を知る～」	特別会議室	NPO法人CAPセンター・ JAPAN	724人
17	1月29日(日)	アン・ディクソン「アサーティブネ ス講演会・ワークショップ」	特別会議室	NPO法人アサーティブ ジャパン	97人
18	2月18日(土)	女性グループフェスティバル	ハ・フォーモンス ベース	WIN-L	107人

10 広報事業

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、「DAWN～おおさか発女と男の情報誌～」の発行やホームページ (<http://www.dawncenter.or.jp/>) ほか、センター主催事業のチラシ等を作成し、各種媒体を用い広報活動を行った。

(1) 情報誌『DAWN』～おおさか発女と男の情報誌～の作成

ドーンセンターと大阪府と共同編集でドーンセンター主催講座・イベントの案内グループの活動紹介、センター施設紹介、行政情報等を内容とする情報誌を作成し、都道府県をはじめ府内外の女性関連施設、市町村女性政策関連行政機関、図書館等に配付した。

- ・発行時期 6・9・12・3月
- ・部 数 20,000部
- ・規 格 A4版 12ページ

(2) 利用案内パンフレット等の作成

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、施設利用パンフレット、点字版の施設案内パンフレット、センター主催事業のちらし等を作成した。

11 一時保育事業

子育て中の人々の社会参加を促進・支援することを目的として、ドーンセンターの主催事業への参加やライブラリー等の利用者を対象に「こどものへや」を設置し、一時保育事業を実施する。

運営にあたっては、民間の保育運営手法を取り入れ、より一層の事業効果を高めるため、NPO法人関西こども文化協会との協働により事業の活性化に努めた。

(1) 実施内容

①主催事業の一時保育

センター主催事業参加者を対象として、一時保育を実施。

②定期保育

ライブラリー等のセンター利用者を対象として毎週木曜日（午前・午後）と第2・4火曜日（午前）に実施。

・保育時間（9：30～12：30、13：30～16：30）

③「こどものへや」の貸し出し

センター施設を利用する団体・グループが保育を実施する場合に、「こどものへや」の貸し出しを行う。

④保育協力者 30名（平成17年4月1日現在）

⑤保育協力者の定例会・研修会

「こどものへや」の自主的な運営を行うため、保育協力者の参加のもと保育活動状況や「こどものへや」の運営等についての定例会・研修会を月1回程度開催する。

また研修会については、女性関係施設における一時保育事業の今後のあり方について府内関連施設の担当者を交えともに学びあう機会とする。

参加者数 16名

とき 平成17年10月25日（火） 参加者数 16名

ところ 中会議室2（4F）

テーマ 「女性センターにおける一時保育のあり方・子どもとの向き合い方」

講師 小崎恭弘（神戸常盤短期大学幼児教育科専任講師）

⑥NPOとの協働事業

委託先のNPO法人関西こども文化協会の持つ専門性を活用し、「こどものへや」の活性化を図るための協働事業を実施し、「こどものへや」の周知と一時保育事業の利用促進に努める。

企画・運営：NPO法人関西こども文化協会

・「親子で遊ぼう！友達と遊ぼう！」夏休みこどものへや特別企画
一時保育事業の周知を図るため実施する。

8月～11月までの毎月第1火曜日 午前10時～12時

8月2日（火） 参加者 11組 こども 13人

9月6日（火） 参加者 5組 こども 6人

10月4日（火） 参加者 15組 こども 16人

11月1日（火） 参加者 7組 こども 7人

延べ参加者数 38組 こども42人

・親子おもちゃ遊び講座 こどものへや特別企画 Part2

当センター一時保育利用者から、子どもの成長や子育てに関する様々な話題が出される。

しかし、多くの子育て情報があふれる中で、今日の前にいる子どもの悩みというより、育児マニュアル通りにいかない不安や、他の子どもと同じようにできないこと

を心配されている内容が多く見られる。日常の関わりの中で、親子と一緒に遊ぶことは、年齢に応じた子どもの成長発達に大きな意味をもつ。

本講座では、1) おもちゃを作って子どもと一緒に遊んで親子で楽しい時間を共有する

2) 日常子どもと遊ぶ時間の子どもとの関わり方のヒントにしてもらう。

3) 子どもの年齢に応じたおもちゃとの関わり方や子どもの成長発達には遊びが必要不可欠なことを伝える ことを目的に開催する。

① 2月25日(土) 午後13時30分～午後16時00分

講師：NPO法人関西こども文化協会「保育グループカシオペイア」スタッフ

定員：15組 申込者数：9組 大人11人 子ども11人

② 3月5日(日) 午後13時30分～午後16時00分

講師：勝浦絹子(「アトリエ勝浦」主宰)

定員：15組 申込者数：9組 大人11人 子ども10人

(2) 「こどものへや」の利用状況

	主催事業			定期保育			貸出件数③	合 計 ①+②+③
	開催日数①	子ども数	保育協力者数	開催日数②	子ども数	保育協力者数		
4月	0	0	0	10	6	21	14	24
5月	0	0	0	8	8	12	10	18
6月	0	0	0	12	35	24	11	23
7月	1	2	2	10	22	17	7	18
8月	0	0	0	10	32	21	8	18
9月	0	0	0	12	37	25	13	25
10月	1	3	2	6	21	13	9	16
11月	0	0	0	6	20	17	8	14
12月	1	1	2	8	47	26	7	16
1月	0	0	0	8	28	18	7	15
2月	4	5	2	9	39	22	6	16
3月	0	0	0	12	54	31	9	21
17年度計	7	11	12	111	349	247	109	224
11年度計	51	228	127	114	1,463	562	106	271
12年度計	66	251	172	114	1,118	501	107	287
13年度計	74	336	190	120	869	405	88	282
14年度計	33	49	71	105	689	314	83	221
15年度計	34	144	100	113	499	271	119	266
16年度計	49	174	99	112	289	236	133	294

12 講師派遣事業

平成 17 年度講師派遣

主催者よりの要請により、下記のとおり講師を派遣した。

日 時	主 催 者	内 容
10/28 (金) 10:30~12:30	香川県教育委員会事務局 生涯学習課	かがわ県民カレッジ男女共同参画専門講座 「女性に関する情報の活用方法」
10/28 (金) 13:30~15:30	香川県教育委員会事務局 生涯学習課	かがわ県民カレッジ男女共同参画専門講座 「インターネット情報の活用術」
11/17 (木) 15:10~17:00	全国文化・学習情報提供機関ネ ットワーク協議会	ネットワークフォーラム in 近畿 分科会「男女共同参画社会と生涯学習機関」
1/27 (金) 10:30~12:30	かがわ女性のキャリア形成支 援事業実行委員会事務局	キャリア学習アドバイザー養成講座 「女性情報とは」
1/27 (金) 13:30~15:30	かがわ女性のキャリア形成支 援事業実行委員会事務局	キャリア学習アドバイザー養成講座 「女性情報の活用方法」
2/6 (月) 13:45~16:00	独立行政法人 国立女性教育会館	平成 17 年度女性関連施設等情報ネットワーク 研究協議会 ワークショップ「ICT を活用した情報サービス」
2/7 (火) 9:00~11:00	独立行政法人 国立女性教育会館	平成 17 年度女性関連施設等情報ネットワーク 研究協議会 分科会「情報事業の PR と地域ネットワークづ くり」
11/1 (火)・ 8 (火)・22 (火)・ 29 (火)、 12/13 (火) 14:00~16:00 3/11 (土) 16:00~18:00、 3/12 (日) 10:00~16:15 3/22 (火)	松原市	男女共同参画リーダー養成講座 「ワークショップ」「企画づくりにチャレンジ 1~5」「公開フォーラム」「ふりかえり」

第2 施設の管理

大阪府から委託を受け、ドーンセンターの管理運営を行うとともに府民にホールや会議室の貸し出しを行った。

1 来館者数

(単位：人)

	会議室等	ホール等	ライブラリー	視 察	その他	合 計	1 日平均
4 月	15,658	9,798	5,254	10	1,359	32,079	(25日) 1,283
5 月	14,156	8,490	4,887	3	1,459	28,995	(23日) 1,261
6 月	16,617	11,714	5,698	1	1,578	35,608	(26日) 1,370
7 月	17,120	9,565	5,731	29	1,531	33,976	(26日) 1,307
8 月	13,642	7,580	5,702	60	1,147	28,131	(26日) 1,082
9 月	16,092	9,640	4,956	0	1,696	32,384	(24日) 1,349
10 月	17,836	9,694	5,014	18	1,754	34,316	(26日) 1,373
11 月	16,669	11,410	4,525	26	1,500	34,130	(23日) 1,422
12 月	14,302	9,170	3,051	4	1,190	27,717	(23日) 1,205
1 月	14,322	8,876	4,122	0	1,084	28,404	(23日) 1,235
2 月	17,155	10,125	4,674	5	1,150	33,109	(23日) 1,440
3 月	18,031	11,952	4,921	13	1,223	36,140	(26日) 1,390
17年度計	191,600	118,014	58,535	169	16,671	384,989	(294日) 1,309
16年度計	188,511	128,909	65,891	440	21,575	405,326	(294日) 1,379

2 会議室・ホール等の利用

各種グループが女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進する目的をもって行う学習活動等の催物の開催場所として、ドーンセンターの会議室やホールなどを貸し出した。

なお、センターの設置目的に支障のない範囲において、府民の健全で文化的な集会及び催物等の実施に対しても会議室等を貸し出した。

また、平成14年10月より大会議室及び中会議室、各1室の増設を行った。

(1) 利用状況

① 会議室等の利用率

	会 議 室 等 (%)				ホー ル (%)	パ・フォーマンス・ スペース (%)	合 計 (%)
	会議室	和 室	調理室等	小 計			
4月	70.1	57.3	48.3	63.3	61.3	21.3	61.3
5月	66.8	47.1	44.1	59.1	60.9	30.4	57.9
6月	64.5	43.6	42.6	56.9	82.1	25.6	56.6
7月	66.5	53.2	50.0	61.0	64.1	35.9	60.0
8月	55.6	44.2	29.5	47.9	48.7	19.2	46.7
9月	67.5	36.8	47.8	59.5	66.7	18.1	58.0
10月	74.4	52.7	54.7	67.3	60.0	30.7	65.3
11月	71.0	57.6	52.2	65.0	62.5	41.7	63.8
12月	60.2	50.7	43.2	55.0	62.3	31.9	54.3
1月	65.2	44.9	50.1	59.4	59.4	31.9	58.2
2月	72.1	52.2	52.8	65.3	62.3	24.6	63.3
3月	70.0	38.5	48.5	61.5	70.5	48.7	61.3
17年度 計	67.0	48.2	46.9	60.1	63.5	30.0	58.9
16年度 計	65.3	44.8	45.1	58.3	65.1	40.0	57.7

② 利用目的別比率

種 別	目 的 内 利 用 (%)				一 般 利 用 (%)
	財団主催講座等	登録団体	その他	合 計	
会議室等	1.5	29.7	18.9	50.1	49.9
ホール	1.3	2.9	19.6	23.8	76.2
パ・フォーマンス・スペース	0.0	23.3	12.0	35.3	64.7
計	1.5	28.8	18.8	49.1	50.9

③ 曜日別、時間帯別利用率

種 別		午 前 (%) (9:30～12:00)	午 後 (%) (13:00～17:00)	夜 間 (%) (18:00～21:30)	計 (%)
会議室等	平日	50.1	73.9	44.8	56.3
	土曜	75.4	93.3	51.3	73.3
	日曜	65.0	93.2	24.9	61.0
	小計	57.1	80.6	42.5	60.1
ホー ル	平日	59.4	71.9	41.7	57.6
	土曜	74.5	92.2	54.9	73.9
	日曜	90.2	92.2	43.1	75.2
	小計	67.3	78.9	44.2	63.5
パフォー マンス スペース	平日	10.9	18.2	19.8	16.3
	土曜	51.0	72.5	41.2	54.9
	日曜	68.6	78.4	23.5	56.9
	小計	27.9	38.1	24.1	30.0
合 計	平日	48.8	71.3	43.5	54.5
	土曜	74.2	92.3	51.0	72.5
	日曜	66.3	92.5	25.7	61.5
	小計	56.2	78.6	41.7	58.9

3 視察対応

全国の行政関係、女性団体・グループ及び海外からの視察を受け、センター設立の趣旨・目的並びに事業概要の説明を行った。

	行政関係		各種団体		その他		合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
17年度計	12	110	6	48	5	11	23	169
16年度計	9	146	11	176	10	118	30	440

4 グループ活動の支援等

ドーンセンターを定期的にご利用するグループの活動支援と利用の促進及び交流を図るため、次のとおり施設の提供等を行った。

(1) グループロッカーの設置

グループが学習等の活動を行うために必要な物品を保管するとともに、グループ相互の情報交換場所として、センター内にグループロッカールームを設け、貸出を行った。

・利用団体数 105団体・グループ (平成18年3月31日現在)

(2) メールボックスの設置

各団体の活動に関する情報交換のための資料等郵便物の配達を受けるため、平成14年11月より、センター内にメールボックスを設け、貸出を行った。

・利用団体数 16団体・グループ (平成18年3月31日現在)

(3) 登録団体制度の実施

男女の自立とあらゆる分野への参加・参画を促進することを目的として、ドーンセンターを定期的に利用するグループを利用者団体として登録し、優先的にセンターを利用できるよう、一般の利用申込受付に先立って、利用申込を受け付ける制度を実施した。

・登録団体数 190団体・グループ (平成18年3月31日現在)

(4) ワークステーションの運営

ワークステーションに印刷機等の機器類を設置し、団体・グループ等の自主的な活動のために必要なちらし・資料等の印刷やコピー、木工作業等の軽作業を行うことができる無料のスペースを提供した。

・設置機器 印刷機、コピー機、紙折機、裁断機、製本機、木工電動工具

＜利用状況＞

	利用者数 (人)	印刷機利用団体数	ワープロ利用団体数
4月	370	86	1
5月	251	57	0
6月	286	72	0
7月	312	117	1
8月	157	98	0
9月	282	117	0
10月	273	143	0
11月	333	120	0
12月	236	96	0
1月	207	102	0
2月	246	127	0
3月	242	133	0
合 計	3,195	1,268	2

(5) 情報交換プラザの運営

センター内外で行われる各種行事の情報提供及びグループ活動の交流や情報の交換が行えるよう、1階の情報交換プラザにおいてグループ・団体、行政機関等のちらしやパンフレット等を配布した。

	府庁関係	国・他府県	市町村	他の女性センター	自主グループ	合 計
17年度	470	36	1005	438	894	2,843
16年度	381	92	587	233	829	2,122

第3 財団の運営

1 理事会の開催

- 第38回 平成17年4月22日（金）
内 容：理事の選任（変更）について
- 第39回 平成17年6月28日（火）
内 容：平成16年度事業報告及び収支決算について
 平成17年度収支補正予算について
 財団就業規則の一部改正について
- 第40回 平成17年11月11日（金）
内 容：指定管理者制度への対応について
 理事の選任（変更）について
- 第41回 平成18年3月24日（金）
内 容：平成17年度収支補正予算について
 平成18年度事業計画及び平成18年度収支予算について
 諸規程の改正について
 理事の選任（変更）について
 指定管理者制度についての報告

2 ドーンセンター運営推進委員会の開催

ドーンセンターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、ドーンセンター運営推進委員会を開催し、種々の意見、提言をいただいた。

- 第32回 平成17年 7月 1日（金）
内 容：平成17年度事業計画について
- 第33回 平成17年12月 9日（金）
内 容：平成17年度事業経過及び今後の事業運営について
 平成18年度新たな事業展開について
- 第34回 平成18年 3月10日（金）
内 容：平成17年度事業経過及び平成18年度事業方針について

「NPOとの協働専門委員会」報告書

1. 平成 17 年度 NPO との協働推進の概要

平成 17 年度は NPO との協働事業として、一時保育事業、電話相談事業に加えて、4 月から新たに情報ライブラリー事業の協働が開始された。この協働は業務の部分委託ではなく、NPO が専門性を持ったスタッフをドーンセンターに配置して、ライブラリー運営に参画するという「参画型協働」の最初のケースとなった。また、平成 18 年 1 月からは面接相談事業の NPO 委託実施がスタートした。

更なる事業協働推進としては、企画推進グループ事業チームの業務の中の、「協働事業」、「協働専門委員会の運営」「広報活動」に関して、NPO との協働の可能性と協働の方法について検討し、平成 18 年度協働実施のために NPO の選定を行った。

(1) 取り組んだ課題

- ①「面接相談」の NPO との協働実施のためのスキーム（協働方針、選考システム、実施計画等）づくり。
- ②NPO との新たな協働として「協働事業・広報事業の事務運営」の協働のありかた、方法、選考システムについての検討と平成 18 年度実施のための体制づくり。
- ③「面接相談事業」、「協働事業・広報事業の事務運営」協働相手 NPO の選定。
- ④一時保育事業の評価システムの改良と協働評価。
- ⑤電話相談事業の評価システムの開発と協働評価。
- ⑥情報ライブラリー事業の評価システムの開発と協働評価。
- ⑦協働事業の事業評価と平成 17 年度協働事業の選定。
- ⑧平成 18 年度事業計画についての中間提言の作成・提出。

(2) 到達点

- 現在取り組まれている協働事業に対して、評価システムの構築と評価シート（振り返りシート）の開発ができた。

協働専門委員会内に 3 つのワーキンググループを設置し、一時保育事業、電話相談事業、情報ライブラリー事業の協働評価のための評価項目を検討し、評価シート（振り返りシート）を作成した。協働事業評価として、ドーンセンター、NPO それぞれの事業実施を「振り返りシート」の項目で評価し、その後、協働専門委員会が個別にヒアリングを行い、委員会で審議し、総合評価を行うという方法を確立した。

- 一時保育事業、電話相談事業、情報ライブラリー事業、それぞれの協働段階にあった協働評価を行うことができた。

協働事業実施2年目の「一時保育事業」の評価は、NPOの要望もあり昨年度の方式（振り返りシートの記入後、協働専門委員会によるヒアリング）を改善し、ドーンセンター、NPO、協働専門委員会ワーキングメンバーが一同に会して意見交換をするラウンドテーブル方式にした。結果、今後の事業実施のための課題や思いが共有でき、協働事業の効果を確認することができた。

“参画型協働”の形態をとった情報ライブラリー事業評価については、①年度途中での中間ヒアリング、②ドーンセンター、協働相手のNPO、NPOからの配置スタッフ、3者への個別ヒアリングを経て、協働評価（振り返りシート）項目を決定するという新たな試みを行った。結果、参画型協働の理念と目標、方向が確認され、協働の課題が整理された。

●協働事業の選考システムの確立と業務の省力化及び事業実施評価ができた。

協働事業に関しては平成16年度から、「選考委員会」による事業選定を行ってきたが、平成17年度はさらにそのシステムを業務の省力化と、より効果的事業実施ができるように改善した。また、初めて、協働専門委員会による平成16年度協働事業実施の総合評価を行なった。評価結果は平成17年11月11日に提出。

2. 平成17年度 協働事業総合評価

（1）協働事業評価の流れ

各協働事業の実施評価及び総合評価は下記の流れで行った。

- ① 協働専門委員会内に、各協働事業単位（一時保育・電話相談・情報ライブラリー）でワーキンググループを設置。平成17年8月23日（第3回委員会）

↓

- ② 各ワーキンググループで、協働事業評価項目と評価（振り返り）シート作成のための検討と原案作り。9月～10月。

*情報ライブラリーとNPOの協働中間ヒアリングの実施（10月19日）

↓

- ③ ワーキンググループから出された原案に基づき、協働専門委員会で協働評価（振り返りシート）項目について審議。12月13日（第6回委員会）

↓

- ④ ドーンセンター、NPO双方が各協働事業ごとに、協働事業実施「振り返りシート」を作成。協働専門委員会に提出。平成18年1月～2月。

↓

- ⑤ 各協働事業の協働の成果及び課題を、ワーキンググループがドーンセンター、NPOにヒアリング。結果をまとめて協働専門委員会に提出。

↓

- ⑥ 提出された協働事業「振り返りシート」と「ヒアリング結果」に基づき、協働専門委員会で審議。各協働事業ごとの協働総合評価を決定。 3月9日（第7回委員会）



- ⑦ 報告書を作成し、理事会に提出。

（2）協働事業総合評価報告

協働事業の評価は、「協働の5原則」を根底におきながら、「評価」することによって①協働の目標・目的を双方が確認でき、②解決すべき課題が明確になり、③よりよい協働を進めることに効果がある、ことを目標にして評価システムを開発した。また、「評価」システムが評価を受ける側に煩雑な事務やコストを生じさせないようにすることも重視した。

協働総合評価では、ドーンセンターとNPOの「創造的協働」がどう進展しているかを明らかにすることも重要なポイントとした。結果、平成16年度から17年度に新たに協働を開始した事業（一時保育事業、電話相談事業、情報事業）で、協働によって事業の新たな展開が実現したこと、またNPOとドーンセンター双方の組織に新たな進展があったことが確認できた。具体的にはNPOに関してはドーンセンターと協働したことで組織力が向上し、社会的信用を得られたことで組織が強化できたことがあげられ、ドーンセンターにとっては実施する事業を外部からの視点も入れて見直すと共に、スリム化することで、よりドーンセンターとして何をなすべきかが明確になったことが挙げられた。

各協働事業の総合評価については下記の「報告書」（別添）に記載している。

- 「一時保育事業の協働に関する総合評価」
- 「電話相談事業の協働に関する総合評価」
- 「情報事業の協働に関する総合評価」

3. 平成18年度NPOとの協働推進についての提言

ドーンセンターはNPOとの協働モデル施設として、NPOとの「創造的協働」を目指し、独自に「協働指針」・実現していくシステム（「NPOとの協働専門委員会」）をもって、協働事業に取り組んでいるが、その途上での課題も生じている。今後、それらの課題が解決され、創造的協働がさらに発展していくことをめざして、以下の点について提言する。

- （1）協働の形態の多様化に伴い、財団として協働事業の実務レベルでの調整等を行う総合デスク機能の仕組みづくりが必要である。

現在、「共催型」「業務委託型」「参画型」といった多様な形態での協働が推進さ

れているが、契約や人事管理、業務上等で生じる課題を各協働事業共通して、すみやかにまた有効に解決・処理していくための仕組みづくりが必要である。

- (2) 「参画型協働」の協働に関して、その理念の再確認と協働システムの確立が必要である。

「参画型協働」は NPO とドーンセンターが対等なパートナーシップで、事業運営に参画することを前提としているが、まだその目標とするところや責任、事業提携について共通理解に達していない。「業務委託」「派遣」とは異なる「創造的協働」の新たな形態としての「参画型協働」の再検討と理念、協働のシステムの確立が必要である。

- (3) 各協働事業の円滑な運営のために、情報の共有、問題提起、調整を行うためのミーティングをシステム化することが望ましい。

ドーンセンターと NPO (「参画型協働」では現場に配置されているスタッフも含む) が協働事業を事業実施に際して生じる課題を早期に解決し、円滑・効果的に協働が進めていけるように、協働事業の各セクションごとにミーティングが実施されることが望ましい。

- (4) ドーンセンターと NPO の持続可能な協働のために、協働事業に必要な予算が今後とも確保されること。

おわりに

この 2 年間の「NPO との協働専門委員会」の活動によって、ドーンセンターと NPO の協働推進に関わる課題が整理され、その解決に資する「協働総合評価」システムを構築することができた。しかし、これはまだ土台となる部分が形成されたにすぎず、発展途上のものである。特に平成 17 年度からスタートした「参画型協働」事業に関しては協働理念の確立、事業実施の際の制度的、人事的課題等について検討が必要である。

協働事業が拡大していくにつれ、そのフォローアップが重要になってくるのは必然である。協働のための条件整備や、システムの改善は今後とも継続して取り組まなければならない。「NPO 協働専門委員会」はその中核として機能する必要がある。

参 考 資 料

平成17年度 ドーンセンター事業実施一覧

2006.3.31現在

<定例業務を除く>

①NPOへの全面委託・②事業実施委託・③事業一部委託・④自主事業への支援																		
事業区分	講座名	区分	協働区分	定員	回数	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
情報ライブラリー事業	情報活用講座	補助	②	50人	5回	セミナー室										28日	4・11・18・25	
	情報担当者ネットワーク会議	委託		25人	4回	中会議室					24日	7日・21日	12日					
	ホンのおしゃべり	自主		15人	1回	グループブース					6日							
	ビデオ上映会	自主		15人	12回	グループブース	22日	27日	24日	28日	25日	22日	27日	24日	22日	26日	23日	30日
相談事業	企画展示	委託	①	—	1回	ライブラリー						28日	23日					
	女性のためのCR・サポートグループ・ファシリテータースキル育成講座	補助	③	36人	9回	大会議室・中会議室							2日	20日				
	フェミニスト・カウンセリング専門講座	補助	①	定員60人 申込45人	14回	大会議室・中会議室							29日	10日	14日	18日		
	女性のためのカウンセリング講座	委託		70人	11回	大会議室		18日	22日									
	サポート・グループ(外国人グループ・DVグループ含む)	委託		15人	8G・83回	サポート・カウンセリング ルーム		14日		9日		1日	15日	22日 17日	14日 17日			11日 14日
再生枠	女性関係相談事業担当者研修講座	委託		60人	4回	特別会議室				6.13.20.27								
	女性への暴力対策・民間等人材養成研修事業	委託		60人	入1回・海1回	特別会議室				6.13.20.27						25日	8・22日	4日
啓発学習事業	ライブセミナー 36回 旅行社の仕事	委託		50人	1回	大会議室			4日									
	ライブセミナー 37回 シンクタンクの仕事	委託		50人	1回	大会議室				30日								
	ライブセミナー 38回 フリーライターの仕事	委託		50人	1回	大会議室							1日					
	ライブセミナー 39回 写真家の仕事	委託		50人	1回	大会議室											11日	
	ライブセミナー 40回 営業の仕事	委託		50人	1回	大会議室												4日
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラム Part1	委託		30人	5回	大会議室		19日・26日	2・9・16日									
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラム Part2	委託		20人	5回	中会議室											9・16日	2・9・16日
	啓発講座「働く女性の60年」	委託		50人	1回	大会議室											4日	
	啓発講座「学校教員のためのワークショップ」	委託		30人	2回	大会議室												30日
	啓発講座「本気で語ろう！女性の仕事の続け方」	委託		80人	1回	パフォーマンス・スペース												25日
	若者向け啓発講座「就活ナビ@Dawn」	委託		30人	2回	中会議室												●●
能力開発 ネットワーク 事業	企業向け研修セミナー①～③	委託		30人	3回	大会議室						29日		9日	6日			
	ウィメンズフォーラム	委託		500人	1回	ホール									9日			
調査研究	女性グループ・ネットワークのための組織開発講座	補助	③	20人	7回	中会議室							20・27日	10・16日	1・15日			
	女性と仕事開発事業 啓発冊子「仕事論～先輩に聞く 女性と就職」作成	補助	①		3,000部												10日発行	
文化表現事業	NPOとの協働推進専門委員会の運営	補助	③		5回	中会議室他	28日		15日(17日)	(15日)	23日	(8日)	6日(19日)	8・11日(24日)	13日	(17日)	(8・15・21日)	9日
	協働事業選考委員会の開催	補助	③		2回	財団会議室		10日								31日		
国際交流事業	女性映像フェスティバル Part1	補助	②	500人	1回	ホール				9日								
	女性映像フェスティバル Part2	補助	②	500人	2回	ホール・スタジオ							13日～16日					
	第11回女性芸術劇場「生き方 桜色」	補助	①	500人	2回	ホール												18・19日
	海外女性監督ビデオ作品の収集・加工	委託	①		2本													●●
広報事業	ビデオ制作講座	補助	②	40人	10コマ	スタジオ・大							18日・25日	1日 ●		●		7日
	英文情報誌「DAWN」の発行	補助	①		1回										発行			
協働事業	海外女性ネットワーク事業「国際シンポジウム タイから日本への人身売買」	補助	④	98人	1回	特別会議室				1日								
	海外女性ネットワーク事業「ケート・ケイン 暴力防止実践の民間団体の役割」	補助	④	98人	1回	特別会議室								10・11日				
	海外女性ネットワーク事業「アン・ディクソン アサーティブネス講演会・ワークショップ」	補助	④	98人	2回	特別会議室										29日		
	情報誌「DAWN」の発行(各回2万部)	委託			4回				29日発行			28日発行			21日発行			29日発行
協働事業	1. 男の非暴力グループワーク ～DVをやめるために～	補助	④	15名	12回	多目的・大会2	23日	7日・21日	4日・18日	2・16・30日	13日・27日	10日・24日						
	2. 多様化する女性の生き方 ～知っておきたい社会保障制度～	補助	④	30人	2回	中会議室		26日	2日									
	3. 今ここを本音で語る男のエンカウンター	補助	④	10人	3回	小会議室			11日・25日	9日								
	4. 「好きな仕事で幸せになった」～あの人のように生きたい～	補助	④	150人	1回	パフォーマンス		21日										
	5. 人形劇「涙のおっさんエレジー」	補助	④	70人	1回	パフォーマンス		29日										
	6. しなやかな身心による身体表現 ～ほぐす・おどる・つながる～	補助	④	15人	1回	大会議室			12日									
	7. 国際シンポジウム「タイから日本への人身売買 被害の実態と支援の現状」(海外女性ネットワーク事業)	補助	④	98人	1回	特別会議室				1日								
	8. 熟年ミュージカル「コットン少年少女探偵団」	補助	④	750人	2回	ホール				16日・17日								
	9. 井上ひさし原作 演劇「頭痛肩こり樋口一葉」	補助	④	1000人	2回	ホール					20日・21日							
	10. 男のフェスティバル	補助	④	500人	2回	大会議室ほか						10・11日						
	11. 私らしく「最初の一步を踏み出そう」	補助	④	35人	1回	中会議室						17日						
	12. 「40代の女性の自己実現とエンパワメント」	補助	④	30人	5回	中会議室							16日・30日	13日・27日	11日			
	13. 「性被害ティーンズのケア 地域・学校でのサポートスキル」	補助	④	30人	3回	セミナー室								20日	18日	22日		
	14. 「着物を着付士として働く」	補助	④	80人	1回	特別会議室								26日				
	15. 新屋英子監修 「未来の詩」	補助	④	80人	1回	特別会議室								26日				
	16. ケート・ケイン講演会「暴力防止実践の民間団体の役割～先進的 活動の米国の事情を知る～」(海外女性ネットワーク事業)	補助	④	98人	2回	特別会議室									10日・11日			
	17. アン・ディクソン「アサーティブネス講演会・ワークショップ」	補助	④	98人	1回	特別会議室										29日		
	18. 女性グループフェスティバル	補助	④	100人	1回	パフォーマンス											18日	
大阪府内女性関係施設連絡協議会					3回		26日						11日				17日	

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

設 立 趣 意 書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとらわれることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係わる新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

寄 附 行 為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市中央区大手前1丁目3番49号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、大阪府の区域内において、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の能力開発に関する事業
- (3) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (4) 女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業
- (5) 男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するための調査研究及び啓発学習に関する事業
- (6) 女性の健康に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- (8) 前7号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない場合により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事

の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 13 条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の 3 分の 2 以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 14 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役員

(種別)

第 15 条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 専務理事 1 人
- (3) 理事 (理事長及び専務理事を含む。) 10 人以上 20 人以内
- (4) 監事 2 人

(選任)

第 16 条 理事及び監事は、理事会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか 1 名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第 17 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、

これを理事会及び大阪府知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 23 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって

開催の請求があったとき。

(3) 監事が第17条第4項第4号の規定により、召集したとき。

(召集)

第24条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第26条 理事会は理事数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事数

(3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 委員等

(設置)

第30条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(設置)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3 事務局の職員は、理事長が任免する。
4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
(2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
(3) 許可、認可等及び登記に関する書類
(4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
(5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
(6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
(7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事

の承認のあったとき解散する。

(残余財産の処分)

第 35 条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は大阪府に寄附するものとする。

第 8 章 雑則

(委任)

第 36 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第 16 条第 1 項から第 3 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 8 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第 10 条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団役員名簿

平成18年3月31日現在

	役 員 名	役 職 名
理 事 長	時 岡 禎一郎	大阪府理事
理 事	伊 藤 誠	大阪府生活文化部長
理 事	井 村 雅代	大阪府教育委員会委員
理 事	加 藤 治子	阪南中央病院産婦人科部長
理 事	河 内 鏡太郎	読売新聞大阪本社取締役編集局長
理 事	北 山 久恵	公認会計士
理 事	佐 藤 友美子	サントリー一次世代研究所部長
理 事	竹 中 恵美子	大阪市立大学名誉教授 大阪府立女性総合センター館長
理 事	段 林 和江	弁護士
理 事	夏 原 晃子	環境造形作家
理 事	早 瀬 昇	(社福) 大阪ボランティア協会事務局長
理 事	丸 山 高司	公立大学法人大阪府立大学監事
理 事	峯 岸 とも子	大阪労働局雇用均等室長
理 事	室 住 眞麻子	帝塚山学院大学教授
理 事	山 本 憲治	関西経営者協会専務理事・事務局長
監 事	濱 口 公子	大阪府副出納長兼出納室長
監 事	林 紀美代	公認会計士

ドーンセンター運営推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府立女性総合センター（ドーンセンター（以下「センター」という。））の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センター館長（以下「館長」という。）の下にドーンセンター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、センターの円滑な事業運営に関して意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、館長が学識経験者、団体・グループ、利用者等の中から委嘱した委員をもって組織する。

2 委員会に、座長及び副座長をおく。

3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名による。

4 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 委員会は座長が招集し、座長がその議長になる。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。ただし、委員には別に定めるところにより費用を弁償することができる。

(部会)

第7条 センターの事業運営に関し、財団理事長から館長を経由して意見を求められた事項を審議するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会員は委員の中から館長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

ドーンセンター運営推進委員

平成18年3月31日現在

氏 名	役 職 名	備 考
高田 昌代	神戸市看護大学看護学部 教授	座 長
竹川 幸子	弁護士	副 座 長
荒金 雅子	(株)ライフキャリアデザイン・アソシエイツ 代表取締役	
伊田 久美子	大阪女子大学人文社会学部 教授	
大谷 恵子	よこの会	
伍賀 偕子	(財)大阪社会運動協会 専務理事	
小林 敏子	高齢社会をよくする女性の会・大阪	
小山 琴子	おんなの目で大阪の街を創る会	
正路 怜子	ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク	
田中 京子	朝日新聞 記者	
中村 彰	メンズセンター	
西尾 みさ子	NPO法人関西こども文化協会	
西山 雅裕	シュタイナーを学ぶ会関西	
弘本 由香里	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所 客員研究員	
堀 久美	LEO-NET	
本多 利子	臨床心理士 大阪府教育センターカウンセラー	
宮本 由起代	大阪心のサポートセンター	
森 実	大阪教育大学教育学部 助教授	
森野 啓子	なにわっこ劇場協議会	
森屋 裕子	世界女性会議ネットワーク関西	

大阪府立女性総合センター条例

平成6年3月23日

大阪府条例第1号

(設置)

第1条 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資するため、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）を大阪府中央区大手前1丁目に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
- (2) 女性に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (3) 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進するための講習会、講演会、催物等を開催すること。
- (4) センターの施設を前号に規定する講習会、講演会、催物等の開催の用に供すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

2 センターは、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

(管理の委託)

第3条 知事は、センターの管理に関する事務のうち、センターの利用、事業の運営及び施設の維持に関する事務を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託することができる。

(利用料金)

第4条 知事は、前条の規定によりセンターの管理の委託を受けた者（以下「管理受託者」という。）にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該管理受託者の収入として收受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を管理受託者に收受させる場合においては、センターを利用しようとするものは、当該管理受託者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項の利用料金の額は、管理受託者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

(1) 利用者が第1条の目的のために利用する場合、別表に掲げる金額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合、別表に掲げる料金に2を乗じて得た額

4 前項の場合において、管理受託者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 管理受託者が既に收受した利用料金は、還付することができない。ただし、管理受託者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

7 管理受託者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成6年規則第55号で平成6年11月1日から施行。ただし附則第2項の規定は、平成6年10月31日から施行)

(大阪府立婦人会館条例の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にされた大阪府立女性総合センターの利用の承認に係る使用料の額については、第2条に規定による改正後の大阪府立女性総合センター条例別表第一及び別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に承認を受けた大阪府立女性総合センターの会議室、和室、セミナー室、調理室、講師控室、パフォーマンススペース、視聴覚スタジオ、ホール、プール及びフィットネススタジオのこの条例の施行の日以後の利用については、改正前の大阪府立女性総合センター条例第3条から第5条まで、別表第一及び別表第二の規定は、なおその効力を有するものとし、改正後の大阪府立女性総合センター条例第4条、別表第一及び別表第二の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は平成15年4月1日から施行する。

大阪府立女性総合センター条例施行規則

平成6年10月28日
大阪府規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府立女性総合センター条例（平成6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第4条第6項ただし書及び第7項並びに第5条の規定に基づき、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又はこれらの休館日以外の休館日を臨時に設けることがある。

- 1 月曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後最初に到来する平日（土曜日、日曜日、月曜日及び休日以外の日）をいう。）
- 3 12月29日から1月3日までの日

(利用の制限)

第4条 センターを引き続き7日を超えて利用し、又は同じ月のうち7日を越えて利用することはできない。ただし、駐車場を利用しようとするとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

- 第5条 センターを利用しようとするものは、利用申込書（別記様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、センターの駐車場を利用しようとする者は、知事が別に定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

(利用料金の還付の基準)

- 第6条 条例第4条第6項ただし書の知事が別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。
- 1 天災その他前条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によりセンターを利用できない場合で条例第4条第1項に規定する管理受託者（以下「管理受託者」という。）が適当と認めるとき
条例第4条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に相当する額
 - 2 利用者が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、管理受託者が適当と認めるとき
利用の申込みの取り消しの時期に応じて管理受託者が適当と認める額

(利用料金の減免の基準)

第7条 条例第4条第7項の知事が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- 1 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で管理受託者が適当と認めるとき。
- 2 次に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車についてセンターの駐車場を利用させる場合で管理受託者が適当と認めるとき。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者
- 3 前2号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において管理受託者が適当と認めるとき。

(転貸等の禁止)

第8条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取り消し等)

第9条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることがある。

- 1 センターの利用の申込みに偽りがあったとき。
- 2 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- 3 センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- 4 条例又はこの規則の各条項に違反したとき。
- 5 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることがある。

- 1 前条第2号又は第3号に該当する者
- 2 知事の許可を受けないで、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- 3 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第11条 入館者は、センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月11日から施行する。ただし、次項の規定は、平成6年11月1日から施行する。

(大阪府立婦人会館条例施行規則の廃止)

2 大阪府立婦人会館条例施行規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、
所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した
用紙として使用することができる。

附 則

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

